

内國普通郵便料金ノ沿革

基本料金

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢  
不便地増料金

一封ニ付 一錢

官廳宛開封ノ建白訴訟狀願書ノ類

十六匁迄 無料

以上書籍定税

地方官民間往復開封ノ公用書狀

信書定税半減

業務關係書狀

郵便業務ニ關スル御用向書狀 無料

(第二種改正料金)

郵便ハガキ紙

基本料金

一葉 市外用一錢 市内用半錢

不便地増料金 一葉ニ付一錢

(第三種改正料金)

刊行印刷シテ發スル日誌新聞紙物價公報及公文書

基本料金ノ徵收方ヲ改メ新ニ地方廳ヨリ其ノ管内ニ頒布スル官務ノ日誌、公報、公文書類及一市内ニ往復スル新聞紙ノ低料郵送ヲ認メ又一市内へ配達スル新聞紙ニ對シ定例配達制ヲ設ク

基本料金

一號一部 目方ニ不拘一錢

二號二部以上一束 十六匁迄毎ニ二錢

地方廳ヨリ其ノ管内へ頒布スル官務ノ日誌、公報、公文書及一市内往復ノ新聞紙

前記定税半減

定例配達トナシタル新聞紙

(新聞紙發行人ヨリ一市内配達先ヲ書留置キ定例ヲ以テ配達セシムルコトヲ願出タルモノ)

一箇ニ付二厘五毛ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

書籍類、見本品

基本料金

八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

不便地増料金

一箇ニ付 一錢

新聞原稿

四匁迄 無料

明治七年九月二十五日太政官布告第一〇二號ヲ以テ郵便規則

中建白書ノ項ヲ改メ同年九月二十五日ヨリ施行ス

(官廳宛開封ノ建白訴訟狀願書中建白書ニ限リ量目制限ヲ撤廢ス

(第一種改正料金)

書狀

官廳宛開封ノ建白訴訟狀願書類ノ中建白書ニ限リ量目制限ヲ撤廢ス

基本料金

一號一部 目方ニ不拘一錢

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

不便地増料金

一封ニ付 一錢

地方官民間往復開封ノ公用書狀

信書定税半減

官廳宛開封ノ建白訴訟狀願書ノ類

建白書 目方ニ不拘 無料

訴訟狀願書 十六匁迄 無料

以上書籍定税

業務關係書狀

郵便業務ニ關スル御用向書狀 無料

(第三種改正料金)

日誌、新聞紙

(同前)

(第四種改正料金)

書籍類、見本品

(同前)

新聞原稿

(同前)

明治七年十二月二十三日太政官布告第一三五號ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ同八年一月一日ヨリ施行ス

◎無料郵便ノ範圍ヲ擴張ス

◎公用簿冊ノ低料郵送ヲ認ム

(第一種改正料金)

書狀

内國普通郵便料金ノ沿革

官民間往復開封ノ公用書狀ニ對スル不便地増料金ハ半減ニアラザルコトヲ明定シ又業務用無料郵便ノ範圍ヲ擴張ス

基本料金

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

地方官民間往復開封ノ公用書狀

信書定税ノ半額

不便地増料金

一封ニ付 一錢

官廳宛開封ノ建白訴訟狀願書

建白書 目方ニ不拘無料

訴訟狀願書 十六匁迄 無料

以上書籍定税

業務關係書狀

郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用向書狀 無料

(第二種改正料金)

郵便はがき

(從前通)

基本料金

市外用一錢 市内用半錢

不便地増料金

一葉ニ付 一錢

(第三種改正料金)

刊行印刷シテ發スル布告布達日誌新聞紙物價公報



内國普通通常郵便料金ノ沿革

(従前通)

- 基本料金
  - 一號一部 目方ニ不拘 一錢
  - 二號二部以上一東 十六匁迄毎ニ 二錢
- 地方廳ヨリ其ノ管内ニ頒布スル官務ノ日誌、布告布達及一市内往復ノ新聞紙
- 前記税額半減
- 不便地増料金
  - 一箇ニ付 一錢
- 定例配達トナシタル新聞紙
- 市内定税半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

公用簿冊ノ低料郵送ヲ認ム

- 基本料金
    - 八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢
  - 不便地増料金
    - 一箇ニ付 一錢
  - 新聞原稿
    - 四匁ヲ限り 無料
  - 公用簿冊
    - 書籍定税半減
- 明治八年十二月二十二日太政官布告第一九七號ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ同九年一月一日ヨリ施行ス

◎新聞紙及定時刊行物ノ料金徴收方ヲ改ム  
 ◎公用簿冊ノ料金ヲ改ム

(第一種改正料金)

- 書狀
    - 基本料金
      - 二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢
    - 地方官民間往復開封ノ公用書狀
      - 信書定税 半減
    - 不便地増料金
      - 一封ニ付 一錢
    - 官廳宛開封ノ建白訴訟歎願書類
    - 建白書 目方ニ不拘無料
    - 訴訟歎願書 十六匁迄無料
    - 以上書籍定税
    - 業務關係書狀
    - 郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用向書狀 無料
  - 第二種改正料金
    - 郵便はがき
  - (従前通)
    - 基本料金
      - 市外用一錢 市内用半錢
    - 不便地増料金
      - 一葉ニ付 一錢
- (第三種改正料金)

新聞紙及定時刊行物

基本料金ノ徴收方ヲ改ム

- 基本料金
  - 1 一號一部十六匁以下ノモノ
    - 一號一部 目方ニ不拘 一錢
    - 二號二部 以上一東十六匁迄毎ニ 二錢
  - 2 一號一部十六匁以上ノモノ
    - 一號又ハ二號以上一東ニ不拘毎號 二錢
- 市内往復ノ分及地方官民間ニ往復スル定期刊行物書籍類
- 前記税額半減
- 不便地増料金
  - 一箇ニ付 一錢
- 定例配達トナシタル新聞紙
- 市内定税半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

公用簿冊ノ料金ヲ改ム

- 基本料金
    - 八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢
  - 不便地増料金
    - 一箇ニ付 一錢
  - 新聞原稿
    - 四匁ヲ限り 無料
- 内國普通通常郵便料金ノ沿革

公用簿冊

三十二匁迄毎ニ 二錢  
 明治九年十二月十九日太政官布告第一五八號ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ同十年一月一日ヨリ施行ス

(第一種改正料金)

- 書狀
  - 基本料金
    - 二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢
  - 地方官民間往復開封ノ公用書狀
    - 信書定税半減
  - 不便地増料金
    - 一封ニ付 一錢
  - 官廳宛開封ノ建白訴訟歎願書類
  - 建白書 目方ニ不拘 無料
  - 訴訟歎願書 十六匁迄 無料
  - 以上書籍定税
  - 業務關係書狀
  - 郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用向書狀 無料
- 第二種改正料金)
  - 郵便はがき
- (従前通)
  - 基本料金
    - 市外用一錢 市内用五匁



内國普通郵便料金ノ沿革

不便地増料金

一葉ニ付一錢

(第三種改正料金)

新聞紙及定時刊行物

基本料金ノ徴收方ヲ改ム

基本料金

一號一部 十六匁迄毎ニ一錢

但四十八匁以上ノモノハ書籍定稅

二號二部以上一匁 十六匁迄毎ニ二錢

但一部四十八匁迄以上ノモノハ書籍定稅

市内往復ノ分

右稅額半減

地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類

一號一部 十六匁迄五厘 三十二匁迄一錢

以上十六匁迄毎ニ一錢

二號二部以上一匁 十六匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

定例配達トナシタル新聞紙

市内定稅半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

書籍類、見本品

公用簿冊ニ不便地増料金ヲ徴ス

基本料金

八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

公用簿冊

三十二匁迄毎ニ二錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

新聞原稿

四匁ヲ限リ無料

勸業事務ノ無封ノ通報及質疑應答書

十六匁迄無料

以上書籍定稅

(第五種改正料金)

勸業事務ノ無封ノ種子見本試驗品

三十二匁迄無料

以上商品見本定稅

明治十年十二月十四日太政官布告第八四號ヲ以テ郵便規則ヲ改正シ同十一年一月一日ヨリ施行ス

◎地方官民間往復開封ノ公用書狀ノ料金ヲ改ム

(第一種改正料金)

書狀

地方官民間往復開封ノ公用書狀ノ料金ヲ改ム

基本料金

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

地方官民間往復開封ノ公用書狀

以上ノモノハ書籍定稅

市内往復ノ分

前記稅額半減

地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類

一號一部 十六匁迄五厘 三十二匁迄一錢

以上十六匁迄毎ニ一錢

二號二部以上一匁 十六匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

定例配達トナシタル新聞紙

市内定稅半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

書籍類、見本品

(從前通)

基本料金

八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

公用簿冊

三十二匁迄毎ニ二錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

新聞原稿

四匁ヲ限リ無料

勸業事務ノ無封ノ通報及質疑應答書

十六匁迄無料

以上書籍定稅

内國普通郵便料金ノ沿革

三匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一封ニ付一錢

官廳宛開封ノ建白訴訟歎願書ノ類

建白書 日方ニ不拘無料

訴訟歎願書 十六匁迄無料

以上書籍定稅

業務關係書狀

郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用書狀無料

(第二種改正料金)

郵便はがき

(從前通)

基本料金

市外用一錢 市内用五厘

不便地増料金

一葉ニ付一錢

(第三種改正料金)

新聞紙及定時刊行物

(從前通)

基本料金

一號一部 十六匁迄毎ニ一錢

但四十八匁以上ノモノハ書籍定稅

二號二部以上一匁

十六匁迄毎ニ二錢

但シ一部四十八匁



(第五種改正料金)

勸業事務ノ無封ノ種子見本試験品

(従前通)

三十二匁迄無料

以上商品見本定税

明治十一年十二月十九日太政官布告第三八號ヲ以テ郵便規則

ヲ改正シ同十二年一月一日ヨリ施行ス

◎地方官民間往復ノ公用書狀用はがきハ五厘トス

(第一種改正料金)

書狀

(従前通)

基本料金

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

地方官民間往復開封ノ公用書狀

三匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一封ニ付一錢

官廳宛開封ノ建白訴訟歎願書類

建白書 目方ニ不拘無料

訴訟歎願書 十六匁迄無料

以上書籍定税

業務關係書狀

郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用向書狀無料

(第二種改正料金)

郵便はがき

地方官民間往復書狀用ハ五厘トス

基本料金

市内及地方官民間往復公用書狀用五厘

市外用一錢

不便地増料金

一葉ニ付一錢

(第三種改正料金)

新聞紙及定時刊行物

(従前通)

基本料金

一號一部 十六匁迄毎ニ一錢

但シ四十八匁以上ノモノハ書籍定税

二號二部以上一葉 十六匁迄毎ニ二錢

但シ一部四十八匁以上ノモノハ書籍定税

市内往復ノ分

前記税額半減

地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類

一號一部 十六匁迄五厘 三十二匁迄一錢

以上十六匁迄毎ニ一錢

二號二部以上一葉 十六匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

定例配達トナシタル新聞紙

市内定税半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

書籍類見本品

(従前通)

基本料金

八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

公用簿冊 三十二匁迄毎ニ二錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

新聞原稿

四匁ヲ限リ無料

勸業事務ノ無封ノ通報及質疑應答書

十六匁迄無料

以上書籍定税

(第五種改正料金)

勸業事務ノ無封ノ種子見本試験品

(従前通)

三十二匁迄無料

以上商品見本定税

明治十三年十二月二十一日太政官布告第五五號ヲ以テ郵便規

則ヲ改正シ同十四年一月一日ヨリ施行ス

◎地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類ノ

料金ヲ改ム

(第一種改正料金)

書狀

(従前通)

内國普通通常郵便料金ノ沿革

基本料金

二匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

地方官民間往復開封ノ公用書狀

三匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一封ニ付一錢

官廳宛開封ノ建白訴訟歎願書類

建白書 目方ニ不拘無料

訴訟歎願書 十六匁迄無料

以上書籍定税

業務關係書狀

郵便、郵便爲替貯金ニ關スル御用向書狀無料

(第二種改正料金)

郵便はがき

(従前通)

基本料金

市内及地方官民間往復公用書狀用五厘

市外用一錢

不便地増料金

一葉ニ付一錢

(第三種改正料金)

新聞紙及定時刊行物

(従前通)

基本料金

地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類ノ料金ヲ改ム



内國普通通常郵便料金ノ沿革

基本料金

- 一號一部 十六匁迄毎ニ一錢
- 但シ四十八匁以上ノモノハ書籍定税
- 二號二部以上一匁 十六匁迄毎ニ二錢
- 但シ一部四十八匁以上ノモノハ書籍定税
- 市内往復ノ分

前記税額半減

地方廳管内ニ頒布シ又ハ官民間ニ往復スル定時刊行物書籍類

一號一部 十六匁迄毎ニ五厘

二號二部以上一匁 十六匁迄毎ニ一錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

帶封配達トナシタル新聞紙

市内定税半減ノ帶封印紙下渡

(第四種改正料金)

書籍見本品

(從前通)

基本料金

八匁迄毎ニ 市外二錢 市内一錢

公用簿册

三十二匁迄毎ニ二錢

不便地増料金

一箇ニ付一錢

新聞原稿

四匁ヲ限リ無料

勸業事務ノ無封ノ通報及質疑應答書

十六匁迄無料

以上書籍定税

(第五種改正料金)

勸業事務ノ無封ノ種子見本試験品

(從前通)

三十二匁迄無料

以上商品見本定税

明治十五年十二月十六日太政官布告第五九號ヲ以テ郵便條例

ヲ制定シ同十六年一月一日ヨリ施行ス

◎郵便物ノ種別ヲ第一種乃至第四種ニ改メ市内外遠近等ニ不拘同

一料金トス

◎無料郵便ノ範圍ヲ郵便爲替貯金ニ關スルモノニ限定シ各種別ニ

及ボス

(第一種改正料金)

書狀

書狀ヲ第一種トシ有封無封、市内外、遠近等ニ不拘

總テ同一料金ニ改ム

基本料金

二匁迄毎ニ二錢

(第二種改正料金)

郵便葉書

郵便葉書ヲ第二種トシ一錢一種類ニ改ム

(第二種改正料金)

郵便葉書

往復葉書ヲ加フ

通常葉書一錢

往復葉書二錢

明治二十二年八月七日法律第二一號ヲ以テ郵便條例中一部ヲ

改正シ同二十二年十月一日ヨリ施行ス

◎第三種及第四種ノ料金ヲ低減シ且ツ第四種中ニ農産物種子ヲ加

フ

(第一種改正料金)

書狀

(同前)

(第二種改正料金)

郵便葉書

通常葉書一錢

往復葉書二錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定時印刷物及其ノ附錄

基本料金ヲ半減ス

基本料金

一號一個 十六匁迄毎ニ五厘

二號二個以上一匁 十六匁迄毎ニ一錢

(第四種改正料金)

各種別ヲ通シ郵便、郵便爲替貯金事務ニ限定ス

郵便、郵便爲替及貯金事務ニ關スルモノ無料

明治十七年十二月二十七日太政官布告第三三號ヲ以テ郵便往

復葉書ノ制ヲ定メ同十八年一月一日ヨリ施行ス

◎往復葉書ヲ發行ス

内國普通通常郵便料金ノ沿革

通常葉書一錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定時印刷物及其ノ附錄

毎月一回以上發行スル定時印刷物ニシテ低料郵送ノ

認可ヲ受ケタルモノヲ第三種トシ市内外、遠近ニ不

拘同一料金ニ改ム

基本料金

一號一個 十六匁迄毎ニ一錢

二號二個以上一匁 十六匁迄毎ニ二錢

(第四種改正料金)

書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞書畫繪圖昇紙營業用ノ見本及雜形

書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞書畫繪圖昇紙營業品ノ見

本及雜形ヲ第四種トシ市内外、遠近等ニ不拘總テ同

一料金ニ改ム

基本料金

八匁迄毎ニ二錢

免稅郵便

各種別ヲ通シ郵便、郵便爲替貯金事務ニ限定ス

内國普通通常郵便料金ノ沿革



内國普通郵便料金ノ沿革

第四種書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞書畫繪圖算紙營業品ノ見本及雛形農産物種子

第四種ニ農産物種子ノ一項ヲ加ヘ又單位量目八匁ヲ三十匁ニ改ム

基本料金  
三十匁迄毎ニ二錢

免税郵便

(同前)

明治二十七年六月十四日勅令第六七號ヲ以テ軍事郵便規則ヲ制定シ發布ノ日ヨリ施行ス

◎軍事郵便制度設定

免税郵便

軍事郵便ヲ加フ

業務關係

郵便、郵便爲替貯金事務ニ關スルモノ無料

軍事郵便

戰時又ハ事變ニ際シ海外ニ派遣スル軍隊、軍艦、軍衙其ノ他軍屬ヨリ發スル郵便物ハ萬國郵便條約ニ依リ取扱ヲナスモノノ外無料トス

明治二十八年三月十九日法律第十八條ヲ以テ郵便條例中一部ヲ改正シ同二十八年四月七日ヨリ施行ス

◎農産物種子ヲ第五種トシ料金ヲ低減ス

(第一種改正料金)

書狀

(同前)

(第二種改正料金)

郵便葉書

(同前)

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定時印刷物及其ノ附録

(同前)

(第四種改正料金)

書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞書畫繪圖算紙營業用ノ見本及雛形

第四種中ヨリ農産物種子ヲ除ク

基本料金

三十匁迄毎ニ二錢

(第五種改正料金)

農産物種子

農産物種子ヲ第五種トシ料金ノ低減ヲ計ル

基本料金

三十匁迄毎ニ一錢

免税郵便

(同前)

明治三十二年二月二十八日法律第二六號ヲ以テ郵便條例中一部ヲ改正シ同三十二年四月一日ヨリ施行ス

◎第一種及第二種ノ料金ヲ値上ス

(第一種改正料金)

書狀

基本料金 二匁迄毎ニ二錢ヲ四匁迄毎ニ三錢ニ改ム

基本料金

四匁迄毎ニ三錢

(第二種改正料金)

郵便葉書

通常葉書一錢ヲ一錢五厘ニ、往復葉書二錢ヲ三錢ニ夫々値上ス

通常葉書一錢五厘

往復葉書三錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定時印刷物及其ノ附録

(同前)

(第四種改正料金)

書籍帳簿各種ノ印刷物寫眞書畫繪圖算紙營業品ノ見本雛形

(同前)

(第五種改正料金)

農産物種子

(同前)

免税郵便

(同前)

明治三十三年三月十二日法律第五四號ヲ以テ郵便法、同三十

内國普通郵便料金ノ沿革

三年九月一日省令第四二號ヲ以テ郵便規則、同三十三年九月

四日省令第五二號ヲ以テ封緘葉書ノ制ヲ夫々制定シ同年十月

一日ヨリ施行ス

◎郵便稅ヲ郵便料金ニ改メ第四種中ニ業務用書類及博物學上ノ標本ヲ加フ

◎業務關係無料郵便ノ範圍ヲ擴張ス

◎封緘葉書ヲ發行シ私製葉書ノ使用ヲ認ム

(第一種改正料金)

書狀

封緘葉書ヲ加ヘ通常葉書ノ私製ヲ認ム

基本料金

四匁迄毎ニ三錢

(第二種改正料金)

郵便葉書

封緘葉書ヲ加ヘ通常葉書ノ私製ヲ認ム

通常葉書一錢五厘

往復葉書三錢

封緘葉書三錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

附録ヲ除外シ單位量目十六匁ヲ二十匁ニ改ム

基本料金



内國普通郵便料金ノ沿革

- 一號一箇 二十匁迄毎ニ五厘
- 二號又ハ二箇以上一匁 二十匁迄毎ニ一錢

軍事無料郵便ノ範圍ヲ擴張シ又新ニ存廢郵便ヲ加フ

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫商品見本及鑿形博物學上ノ標本  
業務用書類及博物學上ノ標本ヲ第四種トス

業務關係  
郵便、郵便爲替貯金、電信電話ニ關スルモノ無料

基本料金  
三十匁迄毎ニ二錢

軍事郵便  
戰時又ハ事變ニ際シ戰地若ハ之ニ準スベキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍衝、軍人又ハ軍屬ヨリ發スルモノ及該地ニ在ル者ヨリ當該軍衝ノ許可ヲ得テ發スルモノ無料

(第五種改正料金)  
農産物種子

存廢事務ニ關シ存廢情報局ニ於テ發受シ若ハ存廢ノ發受スル郵便物無料

(從前通)

明治四十年三月十一日法律第七號ヲ以テ郵便法中一部ヲ改正シ同四十年四月一日ヨリ施行ス

基本料金  
三十匁迄毎ニ一錢

◎第三種ノ料金ヲ單純化ス

無料郵便  
通信事務ノ範圍ヲ擴張シ電信電話ヲ加フ

(第一種改正料金)  
書狀

業務關係  
郵便、郵便爲替貯金及電信電話ニ關スルモノ無料

(第二種改正料金)  
郵便葉書

(同前)

(同前)

明治三十七年二月五日勅令第一九號ヲ以テ軍事郵便規則改正シ發布ノ日ヨリ施行ス又同年三月三日省令第十三號ヲ以テ存廢郵便規則ヲ制定ス

(第三種改正料金)  
毎月一回以上發行スル定期刊行物

◎存廢郵便ヲ無料トス  
無料郵便

一號一箇及二號二箇以上一匁トシタル場合ノ區別ヲ撤廢ス

基本料金

二十匁迄毎ニ五厘

毎月一回以上發行スル定期刊行物

(第四種改正料金)

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫商品見本及鑿形博物學上ノ標本

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫商品見本及鑿形博物學上ノ標本

(同前)

(同前)

(第五種改正料金)

一通二匁迄トシ百通迄毎ニ 區内二十錢 區外三十錢

農産物種子

農産物種子

(同前)

(同前)

無料郵便

無料郵便(同前)

明治四十年三月二十八日省令第六號ヲ以テ郵便規則中一部ヲ改正シ同四十年四月一日ヨリ施行ス

明治四十年八月十七日省令第三四號ヲ以テ郵便規則中一部ヲ改正シ同四十年九月一日ヨリ施行ス

◎第一種ニ無封書狀ヲ認メ料金ヲ低減ス

◎第四種郵便ノ料金ヲ低減ス

◎廣告郵便ノ制度ヲ設ク

◎第一種改正料金

書狀

書狀

無封書狀ヲ認メ料金ヲ低減ス

(第二種改正料金)

基本料金

(同前)

有封書狀 四匁迄毎ニ三錢

郵便葉書

無封書狀 十匁迄毎ニ二錢

(第三種改正料金)

(第二種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

郵便葉書

(同前)

(同前)

(第四種改正料金)

内國普通通常郵便料金ノ沿革



内國普通郵便料金ノ沿革

約東郵便トナシタル定期刊行物ノ料金ヲ低減ス

基本料金

三十匁迄毎ニ二錢

第三種ニ非ザル定期刊行物ニシテ約東郵便トシテ差出スモノニ限  
リ三十匁迄毎ニ一錢

廣告郵便

(同前)

(第五種改正料金)

農産物種子

(同前)

無料郵便

(同前)

明治四十二年十月二十日省令第四六號ヲ以テ市内郵便特別取  
扱規則ヲ制定シ同四十二年十一月一日ヨリ施行ス

◎第一種、第三種及第四種ニ市内特別郵便制度ヲ設ケ料金ヲ低減  
ス

(第一種改正料金)

書狀

市内特別

有封書狀 四匁迄一錢五厘 以上四匁迄毎ニ一錢

無封書狀 十匁迄一錢五厘 以上十匁迄毎ニ一錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

市内特別

1100

二十匁迄四厘 以上二十匁迄毎ニ三厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ二十匁迄毎ニ三厘

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫圖商品見本及雛形博物學上ノ標本

市内特別

三十匁迄六厘 以上三十匁迄毎ニ五厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ三十匁迄毎ニ五厘

明治四十二年十月二十七日省令第四九號ヲ以テ郵便規則中廣  
告郵便ノ料金ヲ改メ同四十二年十一月一日ヨリ施行ス

◎廣告郵便料金ヲ低減ス

廣告郵便

料金ヲ低減ス

普通二匁迄トシ

百通又ハ其ノ端數毎ニ 區内五錢 區外十二錢

三千通以上差出ストキ三千一通分ヨリ

百通又ハ其ノ端數毎ニ 區内四錢 區外十錢

明治四十五年三月十八日省令第一六號ヲ以テ郵便規則中一部  
ヲ改正シ同四十五年四月一日ヨリ施行ス

◎第一種無封書狀中約東郵便トシテ特ニ承認シタルモノ、料金ヲ  
低減ス

(第一種改正料金)

書狀

約東郵便トナシタル無封書狀ノ料金ヲ低減ス

基本料金

有封書狀 四匁迄毎ニ三錢

無封書狀 十匁迄毎ニ二錢

市内特別

有封書狀 四匁迄一錢五厘

以上四匁迄毎ニ一錢

無封書狀 十匁迄一錢五厘

以上十匁迄毎ニ一錢

約東郵便トシテ特ニ承認シタル無封書狀

十匁迄毎ニ五厘

(第二種改正料金)

郵便業書

(同前)

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

(同前)

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫圖商品見本及雛形博物學上ノ標本

(同前)

廣告郵便

(同前)

(第五種改正料金)

内國普通郵便依料金ノ沿革

農産物種子

(同前)

無料郵便

(同前)

大正五年三月六日法律第十七號ヲ以テ郵便法中無料郵便ノ條  
項ヲ改メ同五年八月一日ヨリ施行ス

◎業務關係無料郵便ノ範圍ヲ擴張ス

無料郵便

通信事務ノ範圍ヲ擴張シ無線電信、電話、年金恩給  
支給、國庫金受拂及收入印紙賣捌事務ヲ加フ

業務關係

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話、年  
金恩給支給、國庫金受拂及收入印紙賣捌事務ニ關スルモノ無料

軍事郵便

(同前)

浮屠郵便

(同前)

大正五年七月八日法律第四二號ヲ以テ簡易生命保險法ヲ制定  
シ同業務ニ關スル通信ヲ無料トシ同年十月一日ヨリ施行ス

◎業務關係無料郵便ノ範圍ヲ擴張ス

無料郵便

通信事務ノ範圍ヲ擴張シ簡易生命保險事務ヲ加フ

1101



内國普通通常郵便料金ノ沿革

業務關係

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話  
年金恩給支給、國庫金受拂、收入印紙賣捌及簡易生命保險事務  
ニ關スルモノ無料

軍事郵便

(同前)

存廢郵便

(同前)

大正六年五月二十三日省令第一六號ヲ以テ郵便規則中一部ヲ  
改正シ同六年七月十五日ヨリ施行ス

◎盲人用點字郵便物ノ低料郵送ヲ認ム

(第一種改正料金)

書狀

盲人用點字ノ無封ノ書狀ヲ全部印刷シタル無封ノ書  
狀ト同一料金トス

基本料金

有封書狀 四匁迄毎ニ三錢

無封書狀 十匁迄毎ニ二錢

市内特別

有封書狀 四匁迄一錢五厘 以上四匁迄毎ニ一錢

無封書狀 十匁迄一錢五厘 以上十匁迄毎ニ一錢

約東郵便トシテ特ニ承認シタル無封書狀

十匁迄毎ニ五厘

(第二種改正料金)

郵便業書

(同前)

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

盲人用點字ノ單位量目ヲ擴張ス

基本料金

二十匁迄毎ニ五厘

市内特別

二十匁迄四厘 以上二十匁迄毎ニ三厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ二十匁迄毎ニ三厘

盲人用點字

四十匁迄毎ニ五厘

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫圖商品見本及雛形博物學上ノ標本

盲人用點字ノ單位量目ヲ擴張ス

基本料金

二十匁迄毎ニ二錢

盲人用點字ノ書籍印刷物業務用書類

五十匁迄毎ニ二錢

第三種ニ非ザル定期刊行物ニシテ約東郵便トシテ特ニ承認シタル

モノ

三十匁迄毎ニ一錢

盲人用點字 五十匁迄毎ニ一錢

市内特別

三十匁迄六厘 以上三十匁迄毎ニ五厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ三十匁迄毎ニ五厘

廣告郵便

各種印刷物

(同前)

(第五種改正料金)

農産物種子

(同前)

大正十三年十二月二十四日省令第六四號ヲ以テ郵便規則中一  
部ヲ改正シ同十四年一月一日ヨリ施行ス

◎第一種無封書狀ノ低料約東ヲ廢ス

◎廣告郵便ヲ廢ス

(第一種改正料金)

書狀

無封書狀ノ低料約東ヲ廢ス

基本料金

有封書狀 四匁迄毎ニ三錢

無封書狀 十匁迄毎ニ二錢

市内特別

有封書狀 四匁迄一錢五厘 以上四匁迄毎ニ一錢

無封書狀 十匁迄一錢五厘 以上十匁迄毎ニ一錢

内國普通通常郵便料金ノ沿革

(第二種改正料金)

郵便業書

(同前)

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

(同前)

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫圖商品見本及雛形博物學上ノ標本

(同前)

(第五種改正料金)

農産物種子

(同前)

(從前通)

大正十四年五月五日法律第四七號ヲ以テ衆議院議員選舉法ヲ

制定シ選舉無料郵便ノ制ヲ定メ次ノ總選舉ヨリ施行ス

無料郵便

選舉無料郵便ノ制ヲ設ク

業務關係

(從前通)

軍事郵便

(從前通)

存廢郵便

(從前通)



内國普通通郵便料金ノ沿革

選舉無料郵便

議員候補者ヨリ其ノ区内ニ在ル選舉人ニ對シ差出ス選舉關係郵便物ハ選舉人一人ニ付一通ヲ限リ無料トス

大正十五年三月二十九日法律第三九號ヲ以テ郵便年金法ヲ制定シ同業務ニ關スル通信ヲ無料トシ同年十月一日ヨリ施行ス無料郵便

通信事務ノ範圍ヲ擴張シ郵便年金事務ヲ加フ

業務關係

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話年金恩給支給、國庫金受拂、收入印紙賣捌、簡易生命保險及郵便年金事務ニ關スルモノ無料

軍事郵便

(從前通)

俘虜郵便

(從前通)

選舉無料郵便

(從前通)

大正十五年九月七日省令第三〇號ヲ以テ郵便規則中一部ヲ改正シ公布ノ日ヨリ施行ス

○第三種郵便物中發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞紙ノ料金を低減ス

○第三種及第四種ヲ通ジ盲人用點字ノ料金を低減ス

(第一種改正料金)

三十匁迄毎ニ二錢

盲人用點字ノ書籍印刷物業務用書類

百五十匁迄毎ニ一錢

第三種ニ非ザル定期刊行物ニシテ約束郵便トシテ特ニ承認シタルモノ

三十匁迄毎ニ一錢

盲人用點字 百匁迄毎ニ五厘

市内特別

三十匁迄毎ニ六厘 以上二十匁迄毎ニ五厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ三十匁迄毎ニ五厘

(第五種改正料金)

農産物種子

(同前)

無料郵便

(同前)

昭和六年三月二十七日法律第四號ヲ以テ郵便法中一部、同年七月十一日省令第二十一號ヲ以テ郵便規則中一部、同年同月同日省令第二十二號ヲ以テ市内特別取扱規則中一部ヲ夫々改正シ同年八月一日ヨリ施行ス

○メートル法施行ニ付量目單位ヲ「グラム」ニ改ム

(第一種改正料金)

書狀

單位ヲ「グラム」ニ改ム

内國普通通郵便料金ノ沿革

書狀

(同前)

(第二種改正料金)

郵便葉書

(同前)

(第三種改正料金)

○毎月一回以上發行スル定期刊行物

發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞紙ノ料金、及盲人用點字ノ料金を低減ス

基本料金

二十匁迄毎ニ五厘

發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞紙

一部(一日分) 三十匁迄五厘 以上二十匁迄毎ニ五厘

盲人用點字

百五十匁迄毎ニ五厘

市内特別

二十匁迄四厘 以上二十匁迄毎ニ三厘

三千一箇以上

三千一箇分ヨリ二十匁迄毎ニ三厘

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫圖商品見本及鑄形博物學上ノ標本

盲人用點字ノ料金を低減ス

基本料金

基本料金

有封書狀 十五匁迄毎ニ三錢

無封書狀 三十五匁迄毎ニ二錢

市内特別

有封書狀 十五匁迄一錢五厘

以上十五匁迄毎ニ一錢

無封書狀 三十五匁迄一錢五厘

以上三十五匁迄毎ニ一錢

(第二種改正料金)

郵便葉書

(從前通)

基本料金

通常葉書一錢五厘

往復葉書三錢

封緘葉書三錢

(第三種改正料金)

毎月一回以上發行スル定期刊行物

單位ヲ「グラム」ニ改ム

基本料金

七十五匁迄毎ニ五厘

發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス日刊新聞紙

一部(一日分) 百十五匁迄五厘 以上七十五匁迄毎ニ五厘

盲人用點字ノ定期刊行物

五百五十匁迄毎ニ五厘



内國普通通郵便料金ノ沿革

市内特別

七十五瓦迄四厘 以上七十五瓦迄毎ニ三厘  
 三千一箇以上  
 三千一箇分ヨリ七十五瓦迄毎ニ三厘

(第四種改正料金)

書籍印刷物業務用書類寫眞書畫商品見本及雛形博物學上ノ標本

單位ヲ「グラム」ニ改ム

基本料金

百十瓦迄毎ニ二錢  
 盲人用點字ノ書籍印刷物業務用書類  
 五百五十瓦迄毎ニ一錢

第三種ニ非ザル定期刊行物ニシテ約束郵便トシテ特ニ承認シタルモノ

百十瓦迄毎ニ一錢

盲人用點字 三百五十瓦迄毎ニ五厘

市内特別

百一瓦迄六厘 以上百十瓦迄毎ニ五厘  
 三千一箇以上  
 三千一箇分ヨリ百十瓦迄毎ニ五厘

(第五種改正料金)

農産物種子

單位ヲ「グラム」ニ改ム

基本料金

百十瓦迄毎ニ一錢  
 無料郵便

(同前)

業務關係

郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、無線電信、無線電話  
 年金恩給支給、國庫金受拂、收入印紙賣捌、簡易生命保險及郵便年金事務ニ關スルモノ無料

軍事郵便

戰時又ハ事變ニ際シ戰地若ハ之ニ準スヘキ地ニ在リ又ハ該地ニ派遣スル軍隊、軍艦、水雷艇、軍需、軍人、軍屬ヨリ發スルモノ及該地ニ在ル者ヨリ當該軍需ノ許可ヲ得テ發スルモノ無料

俘虜郵便

俘虜事務ニ關シ俘虜情報局ニ於テ發受シ若ハ俘虜ノ發受スルモノ無料

選舉無料郵便

議員候補者ヨリ其ノ區内ニ在ル選舉人ニ差出ス選舉關係郵便物ハ選舉人一人ニ付一通ヲ限リ無料

昭和十二年三月二十四日法律第二號ヲ以テ郵便法中同年三月二十七日省令第十四號ヲ以テ郵便規則中、省令第十六號ヲ以テ市内特別取扱規則中夫々改正シ同年四月一日ヨリ施行ス

○郵便料金ヲ全面的ニ改定ス

(第一種改正料金)

書 狀 二十瓦迄毎ニ 四錢  
 無封書 狀 百二十瓦迄毎ニ 三錢

(第二種改正料金)

通常 葉書 二錢  
 往復 葉書 四錢  
 封緘 葉書 四錢

(第三種改正料金)

第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物 六十瓦迄毎ニ 五厘  
 發行人又ハ賣捌人差出ノ日刊新聞紙 百二十瓦迄以上六十瓦迄毎ニ 五厘  
 點 字 六百瓦迄毎ニ 五厘

(第四種改正料金)

書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、商品ノ見本等 百二十瓦迄毎ニ 三錢  
 點 字 六百瓦迄毎ニ 五厘  
 低料第四種(點字其ノ他) 六百瓦迄毎ニ 一錢五厘  
 百二十瓦迄毎ニ 一錢

(第五種改正料金)

農産物種子 百二十瓦迄毎ニ 一錢  
 (市内特別改正料金)  
 有封書 狀 二十瓦迄毎ニ 二錢

内國普通通郵便料金ノ沿革

無封書 狀 同時ニ百二十瓦迄毎ニ一錢五厘  
 出ストキハ三箇以上差ヨリハ重量百二十瓦迄毎ニ 一錢  
 第三種 百二十瓦迄毎ニ 五厘  
 第四種 同時ニ百二十瓦迄毎ニ一錢五厘  
 出ストキハ三箇以上差ヨリハ重量百二十瓦迄毎ニ 一錢  
 無料郵便 (従前通)



# 郵便關係法人一覽

名稱	種別	設立年月日	代表者氏名	事務所所在地	設立當時ノ資産
東京都市逓信局管内局長協會	財團	昭和十一年十二月廿八日	鈴木 隆晴(荏原洗足局長)	東京市	七八、〇〇〇
東京地方逓信局局長協會	同	三年十月廿四日	志村 信(山梨縣大月局長)	東京市	三〇、〇〇〇
名古屋逓信局管内三等局長聯合協會	同	四年五月十六日	坪内深三郎(愛知縣起局長)	名古屋市	三八、四八〇
大阪逓信局管内三等局長協會	同	三年十月廿二日	小方章太郎(大阪府富田局長)	大阪市	二〇、〇〇〇
廣遞三等局長協會	同	大正十四年八月廿一日	細川清三郎(愛媛縣大洲局長)	廣島市	五〇、〇〇〇
熊本逓信局管内三等局長聯合協會	同	昭和二年五月十日	多田 隆(大分縣三重局長)	熊本市	四〇、〇〇〇
仙臺逓信局管内三等郵便局長協會	同	三年十二月廿日	狩野 誠厚(宮城縣米谷局長)	仙臺市	七〇、五八〇
北海道三等局長協會	同	大正七年三月廿八日	田代 末喜(夕張局長)	札幌市	一七、六三九
(目的) 局舎ノ改良、従事員ノ獎勵慰籍救済、事業用物品ノ統一、共同購入其他通信事業ノ改善ニ必要ナル事業					
神田區三等局舎改善會	社團	昭和三年六月一日	清水 廉(神田錦町局長)	神田區錦町三丁目三番地	
淺草區三等局舎改善會	同	三年十月廿五日	利根川流哉(淺草壽町局長)	淺草區馬道町二丁目一番地	
本所區三等局舎整興會	同	三年十月十六日	勅使河原道哉(本所太平局長)	本所區太平町三丁目六番地	
京濱三等局舎改善會	同	十一年三月七日	利根川流哉(淺草壽町局長)	赤坂區榮町二番地	
淡路三等郵便局舎建設會	同	三年六月十一日	春海 儀八(兵庫縣郡家局長)	兵庫縣津名郡家町郡家組二百六十三番地	
高知縣三等局長會第七、八部局舎建設會	同	十二年二月二十六日	岩崎 和(高知縣三原局長)	高知縣幡多郡三原村大字柚ノ木五百四十五番地	

# 改正郵便規則及外國郵便規則

## 郵便規則 (昭和十三年五月一日現行)

- 第一章 總 則
- 第一條 内地相互間並ニ内地、朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間ニ發著スル郵便物ノ内地ニ於ケル取扱ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 郵便局所ニ於ケル郵便物事務取扱ノ範圍及郵便窓口取扱時間ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三條 小包郵便物及特殊取扱ト爲ス通常郵便物ノ料金ハ第九十三條第一項、第九十八條、第二百五條及第二百一十一條ニ規定スル場合ヲ除ク外之ヲ前納スベシ
- 第四條 郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用ヒタル郵便切手及郵便葉書ノ料額印面ハ郵便官署ニ於テ之ヲ消印ス
- 第五條 郵便物ノ外部ニ貼附シタル郵便切手ハ第三十一條第三號ニ規定スル場合ヲ除ク外之ヲ郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用ヒタルモノト看做ス
- 第六條 郵便物ニ貼附シタル郵便切手ノ量目ハ郵便物ノ重量ニ之ヲ算入ス
- 第七條 郵便切手ヲ以テ徵收又ハ還付スル郵便ニ關スル料金ニ付五

改正郵便規則及外國郵便規則

- 厘未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ切捨テ五厘以上一錢未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ヲ五厘トス
- 第七條 郵便切手ノ様式ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第八條 郵便ニ關スル料金ノ未納又ハ不足ガ郵便官署ノ過失ニ因リタルモノナルトキハ其ノ不納額ヲ徵收セズ
- 第九條 左ノ郵便ニ關スル料金ハ納付人ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
- 一 郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル料金
  - 二 名宛變更若ハ取戻、代金引換ノ取消若ハ引換金額ノ變更又ハ集金郵便ノ取消ノ請求アリタル場合ニ於テ郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシトキノ當該請求料金
  - 三 特殊取扱ノ請求アリタル郵便物ニ付郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル當該特殊取扱料金(書留ノ請求アリタル小包郵便物ニ付テハ書留小包郵便料ト普通小包郵便料トノ差額ニ相當スル料金)
  - 四 差出後配達證明ノ請求アリタル郵便物ニ付郵便局所ノ過失ニ因リ配達又ハ交付未了ナルコト判明シタル場合ニ於ケル當該配達證明料金
  - 五 書留若ハ價格表記郵便物ヲ亡失若ハ毀損シ、集金郵便ノ證券ヲ亡失シ若ハ其ノ效力ヲ失ハシメ又ハ集金郵便ノ證券若ハ代金



引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サズシテ之ヲ交付シタル爲損害賠償ヲ爲スベキ場合ニ於ケル料金

六 速達ト爲シタル第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ニシテ航空郵便線路ニ依ル運送ヲ請求シタルモノ及航空郵便物ヲ航空郵便線路ニ依ラズシテ運送シタル場合ニ於ケル當該航空料金又ハ之ニ相當スル料金但シ郵便區市内ニ宛テタル航空郵便物ニ付テハ八錢ヲ除ク

七 速達又ハ別配達郵便物ニ付納付シタル速達料又ハ別配達料ニ超過アルコト判明シタル場合ニ於ケル當該超過料金

八 私設郵便函設置者其ノ私設ヲ廢止シ若ハ郵便局ニ於テ其ノ私設ノ承認ヲ取消シタル場合ニ於ケル廢止若ハ取消ノ翌月以後又ハ郵便私書函ノ使用者其ノ使用ヲ廢止シ若ハ郵便局ニ於テ其ノ使用ノ承認ヲ取消シ郵便局ニ鍵ヲ返納シタル場合ニ於ケル返納ノ翌月以後ノ當該料金ノ月割額ニ相當スル料金但シ郵便私書函使用料ノ月割額ニ在リテハ使用ヲ始メタルトキヨリ三月分ヲ除キタル料金

前項ノ料金ハ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨、郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

第十條 前條ノ規定ニ依ル料金還付ノ請求ハ左ノ期間内ニ其ノ料金を納付シタル郵便官署ニ之ヲ爲スベシ  
一 前條第一號乃至第七號ノ料金は付テハ料金納付ノ日ヨリ六十日但シ損害賠償ヲ爲スベキ場合ニ於ケル料金は付テハ選信局ヨリ其ノ旨通知ノ日ヨリ三十日

二 前條第八號ノ料金は付テハ私設郵便函ノ廢止若ハ取消ノ日又ハ郵便私書函ノ鍵返納ノ日ヨリ三十日

第十一條 郵便、電信、電話、無線電信、無線電話、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金、年金恩給支給、國庫金受拂又ハ收入印紙賣捌ノ事務ニ關スル左ノ郵便物ハ無料郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得  
一 選信官署ヨリ發スルモノ  
二 損害賠償又ハ料金還付ノ請求ヲ爲ス爲選信官署ニ宛テ發スルモノ

三 選信官署ノ依頼ニ依リ選信官署ニ宛テ發スルモノ  
四 事故ノ調査又ハ注意ヲ求ムル爲選信官署ニ宛テ發スルモノ  
五 他ノ法令ニ規定アルモノ

無料郵便物ハ他ノ法令ニ規定アルモノ及選信官署ニ於テ指定スルモノヲ除ク外之ヲ特殊取扱ト爲スコトヲ得ズ  
第十二條 無料郵便物ニハ其ノ表面ノ上部左隅ニ「通信事務」ト記載スベシ  
無料郵便物ノ差出人又ハ受取人ガ官署又ハ官吏ナルトキハ其ノ官署名又ハ官職氏名ヲ、私人ナルトキハ其ノ居所及氏名ヲ外部ニ記載スベシ

前項ノ規定ニ依ル記載ナキ郵便物ハ無料郵便物ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ  
第十三條 無料ト爲スコトヲ得ザル郵便物ヲ無料郵便物トシテ差出シタルトキハ差出人ニ之ヲ還付シ料金ノ未納額ノ二倍ヲ徵收ス  
無料郵便物ニ無料郵便ノ性質ヲ有セザル通信文ヲ記載シ又ハ無料郵便ト爲スコトヲ得ザル物ヲ添附シタルトキ亦前項ニ同ジ

第二章 郵便物

第一節 通則

第十四條 郵便物ノ容積及重量ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ速達又ハ航空郵便ト爲ス盲人用點字ノ書籍、印刷物及業務用書類並ニ小包郵便物ノ重量ニ付テハ其ノ制限ハ二キログラムトス

一 通常郵便  
容積 長サ 四十センチメートル  
幅 三十センチメートル  
厚サ 十五センチメートル  
重量 第三種乃至第五種 千二百グラム

但シ第四種ノ盲人用點字ノ書籍、印刷物及業務用書類  
商品ノ見本及雛形 三百六十グラム

二 小包郵便物  
容積 長サ、幅、厚サ各 六十センチメートル  
又ハ 長サ 一メートル  
幅 二十センチメートル  
厚サ 二十センチメートル  
重量 六キログラム

第十五條 左ノ物ヲ郵便禁制品トス

一 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムル文書、圖、畫其ノ他ノ物但シ犯罪捜査其ノ他ノ必要ニ依リ官署相互間ニ發受スルモノニシテ封緘シ且書留又ハ價格表記ト爲シタルモノヲ除ク

二 別ニ告示スル爆發性發火性其ノ他危險性ノ物  
三 毒藥、劇藥、毒物、劇物但シ官公署、軍隊、海軍艦船艇、軍衙醫師、商科醫師、獸醫師、藥劑師、藥種商、製藥者又ハ毒劇物

改正郵便規則及外國郵便規則

營業ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シ差出スモノヲ除ク

四 生キタル病原菌又ハ病原菌含有若ハ附着ノ疑アル物但シ官公署、許可ヲ受ケタル細菌検査所、醫師又ハ獸醫師ヨリ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シ差出スモノヲ除ク

五 郵便吏員又ハ郵便物ニ傷害又ハ損害ヲ與フルモノト認ムル危險性ノ物ニシテ第二號乃至第四號ニ該當セザルモノ但シ第二十條ノ規定ニ依ル特別ノ包裝ヲ爲シタルモノヲ除ク

第十六條 法令ニ依リ輸入、移入、輸出又ハ移出ヲ禁ジタル物ヲ郵便ニ依リ輸入シ、移入シ、輸出シ又ハ移出セントスルトキハ郵便物トシテ之ヲ取扱ハズ

第十七條 左ノモノヲ郵便ニ依リ輸入シ、移入シ、輸出シ又ハ移出セントスルトキハ小包郵便ニ依ルベシ

一 關稅、移入稅、內國稅又ハ出港稅ヲ課スル物  
二 輸入、移入、輸出又ハ移出ニ關シ政府ノ許可若ハ検査ヲ受ケ又ハ法令ノ規定ニ依ル特別ノ手續ヲ要スル物

第十八條 通貨ヲ郵便物トシテ差出セントスルトキハ通貨價格表記ト爲スベシ  
貴金屬、寶石其ノ他ノ貴重品ヲ郵便物トシテ差出セントスルトキハ書留又ハ物品價格表記ト爲スベシ但シ通貨ト合裝シタルトキハ通貨價格表記ト爲スベシ

第十九條 郵便物ハ其ノ在中品ノ性質、形狀、重量、運送距離等ニ應ジ取扱中毀損セズ且他ノ郵便物ニ損傷ヲ與ヘザル様、強靱ナル紙、帶紙(幅八センチメートル以上ナルコトヲ要ス)若ハ布ノ類ヲ以テ包ミ又ハ箱、罐若ハ囊ニ納ムル等適當ニ之ヲ包裝スベシ但



改正郵便規則及外國郵便規則

小包郵便物ニシテ包装セザルモ取扱中毀損セズ且他ノ郵便物ニ損傷ヲ與ヘザルモノハ紐等ヲ以テ適當ニ結束シ其ノ他ノ包装ヲ省略スルコトヲ得

第三種乃至第五種郵便物ハ其ノ内容ヲ容易ニ検査シ得ル様之ヲ開キ封ト爲スベシ但シ蠶種ハ郵便局所ノ承認ヲ受ケ之ヲ密閉スルコトヲ得開キタル窓アル封筒ハ郵便物ノ包装ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十條 左ノ物ハ前條ノ規定ニ依ル外左ノ下欄ノ包装ヲ爲スベシ  
一 刃物其ノ他之ニ類スル物

適當ノ箱ニ納メ又ハ其ノ危險部分ヲ覆ヒ之ヲ箱ニ納ムル等ノ方法ニ依ルコト

二 液體、液化シ易キ物、臭氣ヲ發スル物及腐蝕性ノ物

壺又ハ罐ニ入レ在中品ノ漏出ヲ防グ様密封シ外部ノ壓力ニ堪フルニ足ル堅固ナル箱ニ納メ萬一容器ノ破損スルコトアルモ完全ニ漏出物ヲ吸收スル様綿其ノ他ノ柔軟ナル物ヲ填充スルコト

三 毒藥、劇藥、毒物及劇物

竝ニ生キタル病原菌及病原菌含有若ハ附著ノ疑アル物  
イ 前條ノ規定ニ依ル包装ヲ爲シ其ノ郵便物ノ表面看易キ箇所ニ品名及「危險物」ト朱記スルコト  
ロ 郵便物ノ外部ニ差出人ノ資格及氏名ヲ記載スルコト  
ハ 毒藥、劇藥、毒物及劇物ハ二種以上之ヲ合裝セザルコト

四 「セルロイド」及其ノ製品  
竝ニ引火シ易キ物

五 生キタル動物

一箇又ハ一品毎ニ紙包ト爲シ又ハ壺若ハ罐ニ入レ之ヲ堅固ナル木製又ハ金屬製ノ箱ニ納メ各箇ノ動搖、摩擦ヲ防グニ足ル裝置ヲ爲シ且郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「セルロイド」又ハ「危險品」ト朱記スルコト

第二十一條 郵便物ノ受取人ノ居所及氏名ハ郵便物ノ表面ニ詳細且明瞭ニ之ヲ記載スベシ但シ封筒ノ表面ニ無色透明ノ部分(燈火ヲ反射セズ且縱十センチメートル横四センチメートル以上ノモノナルコトヲ要ス)ヲ設ケ其ノ部分ヨリ郵便物ノ受取人ノ居所氏名ノミガ明瞭ニ透視シ得ルモノハ内部ニ之ヲ記載スルコトヲ妨グズ  
第二十二條 容積又ハ重量ノ制限ヲ超エ其ノ他成規ニ違反シタル郵便物ハ第十二條第三項及第三十四條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外差出人ニ之ヲ還付ス  
第二十三條 成規ニ違反シタル郵便物ヲ差出人ニ還付スル場合ニ於テハ左ノ料金を徴收ス

一 郵便料未納又ハ不足ナルトキハ其ノ不納額ノ二倍  
二 通貨ヲ通貨價格表記ト爲サズシテ差出シタルトキハ通貨價格表記料ノ三倍  
三 貴金屬、寶石其ノ他ノ貴重品ヲ書留又ハ價格表記ト爲サズ

第二款 第二種郵便物

第二十六條 政府ノ發行スル郵便葉書ノ様式ハ別ニ之ヲ告示ス  
第二十七條 通常葉書ハ左ノ各號ニ依リ私製シ之ヲ差出スコトヲ得

一 紙質ハ政府ノ發行スル通常葉書ト同等以上ナルコト  
二 厚サハ政府ノ發行スル通常葉書ヲ以テ標準トスルコト  
三 寸法ハ縱十二センチメートル八以上十四センチメートル五以内横八センチメートル五以上十センチメートル五以内ナルコト  
四 重量ハ三グラムヲ以テ標準トスルコト  
五 表面ノ色彩ハ白色又ハ淡色ナルコト  
六 表面ノ上部又ハ左側部ノ中央ニ「郵便はがき」又ハ之ニ相當スル文字ヲ明瞭ニ記載スルコト

私製葉書ニハ受取人ノ居所及氏名ノ記載竝ニ郵便切手ノ消印ニ支障ナキ程度ニ於テ透シ若ハ浮出ノ文字又ハ畫紋ヲ施スコトヲ得  
第二十八條 郵便葉書ノ表面ニハ差出人ノ居所及氏名竝ニ左ノ事項ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得

一 差出人及受取人ノ身分、職業、商標其ノ他ノ稱號、電話番號、振替貯金口座番號、電報略號、郵便私書函番號、取引銀行ノ名稱、發送番號  
二 至急、賞酬、机下等ノ慣用語、日時、敬稱  
三 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス事項  
私製葉書ノ表面ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得  
一 郵便葉書ノ表面ノ記載方ニ關スル注意  
二 郵便切手ヲ貼附スル位置及郵便料金ニ關スル注意  
三 單純ナル輪廓

改正郵便規則及外國郵便規則

シテ差出シタル場合ニ於テ通常郵便物トシテ差出シタルモノナルトキハ通常郵便物書留料ノ三倍、小包郵便物トシテ差出シタルモノナルトキハ書留小包郵便料ト普通小包郵便料トノ差額ノ三倍

第二款 通常郵便物

第一節 第一款 第一種郵便物  
第二十四條 書狀トハ特定ノ人ニ宛テタル通信文ヲ記載シタル物ニシテ郵便葉書ニ依ラザルモノヲ謂フ

第二十五條 左ノ書狀ニシテ開キ封ト爲シタルモノハ之ヲ印刷書狀トシ第四種郵便物中ノ印刷物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

一 通信文ノ全部ヲ印刷シタルモノ  
二 官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ團體ヨリ發スルモノニシテ通信文ノ大部分ヲ印刷シタルモノ  
三 營業者ヨリ直接其ノ營業ニ關シ發スルモノニシテ通信文ノ大部分ヲ印刷シタルモノ  
四 盲人用點字ノモノ  
前項第二號及第三號ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人ノ資格及氏名ヲ記載スベシ  
前項ノ規定ニ依ル記載ナキ郵便物ハ印刷書狀ニ非ザル第一種郵便物トシテ之ヲ取扱フ



第二十九條 通常葉書及往復葉書(往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ除ク)ノ裏面ノ全部又ハ大部分ニ繪畫、寫眞、書、圖、印影等ヲ現出シタルモノハ表面ノ下部二分ノ一以内ニ横線ヲ畫シ其ノ線ノ下部ニ通信文其ノ他ノ事項ヲ記載スルコトヲ得

第三十條 往復葉書ニハ往信ノ際其ノ返信部表面ニ差出人及受取人ノ居所及氏名並ニ第二十八條第一項ニ規定スル事項、其ノ裏面ニ返信ニ必要ナル事項ニ限リ豫メ之ヲ記載スルコトヲ得

第三十一條 郵便葉書ハ左ノ場合ヲ除クノ外何等ノ物品ト雖モ添附セズ且原形ノ儘之ヲ差出スベシ

一 通常葉書及往復葉書(往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ含ム)ヲ契約書、委任狀、受領證等ト爲ス爲裏面ニ收入印紙ヲ貼附シタル時  
二 通常葉書及往復葉書(往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ除ク)ニ郵便切手ヲ貼附シ之ニ記念ノ目的ヲ以テ通信日附印ノ押捺ヲ受ケタルトキ

三 往復葉書ノ返信部表面ニ記念ノ目的ヲ以テ通信日附印ノ押捺ヲ受ケタル爲相當額ノ郵便切手ヲ貼附シタルモノヲ郵便局所ニ宛テ差出ストキ

四 私製葉書ノ裏面ニ裝飾又ハ愛玩ノ爲寫眞、紙片、織物、樹皮等ニシテ薄キモノヲ第二十七條第一項ニ規定スル制限ニ概觸セズ且容易ニ剝脱毀損セザル様全面ヲ密着セシメタルトキ

五 「郵便はがき」又ハ「郵便往復はがき」ノ文字及郵便葉書ノ料額印面又ハ貼附シタル郵便切手以外ノ部分ニ僅少ノ打出又ハ穿孔ヲ施シタルトキ

第三十二條 受取人ニ配達又ハ交付シタル郵便葉書ハ再ビ郵便葉書トシテ之ヲ差出スコトヲ得ズ

第三十三條 料額印面ヲ汚斑シタル郵便葉書ハ新ニ同額ノ郵便切手ヲ貼附シテ之ヲ差出スコトヲ得料額印面ニ記念ノ爲通信日附印ノ押捺ヲ受ケタル郵便葉書及第三十四條第一項後段ノ規定ニ依リ消印ヲ受ケタル往復葉書ノ返信部ニ付亦同ジ

前項ノ郵便葉書ニ郵便切手ヲ貼附セズ又ハ貼附シタルモノ其ノ額不足ナルトキハ料額未納又ハ不足ノ郵便葉書トシテ之ヲ取扱フ

第三十四條 本款ノ規定ニ違反シテ差出シタル郵便葉書ハ印刷書狀ニ非ザル第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ往復葉書ニ依リ往信ノ際ナルトキハ其ノ返信部ハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外之ヲ當該郵便物ノ料額納付ノ爲ニ用ヒタルモノト看做ス

第三十一條ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ郵便葉書ヲ貼合セ、綴合セ其ノ他之ニ類スル方法ヲ用ヒ又ハ他物ニ貼附シテ差出シタルモノナルトキハ政府ノ發行スル郵便葉書ハ當該郵便物ノ料額納付ノ效力ヲ有セズ

第三款 第三種郵便物

第三十五條 第三種郵便物ト爲ス定期刊行物ハ左ノ條件ヲ具備スルモノナルコトヲ要ス

一 毎月一回以上逐號定期ニ發行スルコト

二 掲載事項ノ性質ガ終期ヲ豫定シ得ザルコト

三 書籍ノ性質ヲ有セザルコト

四 政治、經濟、法律、學術、教育、宗教、產業、藝術、技藝、趣味其ノ他公共ノ性質ヲ有スル事項ヲ報道又ハ論議スルヲ以テ發行ノ目的トシ況ク公衆ニ發賣スルコト

第三十六條 第三種郵便物ノ認可ハ認可ノ日迄左ノ期間ヲ標準トシテ前條各號ノ條件ヲ繼續具備シタル刊行物ニ付發行地所轄通信局

長之ヲ爲ス

一 日刊ノモノニ在リテハ一月間  
二 月一回以上刊行ノモノニ在リテハ二月間

第三種郵便物ノ認可ハ認可ヲ受ケタル日以後ニ發行スルモノニ付其ノ效力ヲ有ス

第三十七條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケントスルトキハ發行人ニ於テ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ前條第一項ノ期間内ニ發行シタル各號ノ見本二部ヲ添ヘ通信局長ニ之ヲ提出スベシ

一 題號

二 掲載事項ノ種類

三 發行人

四 發行ノ定日

五 發行人ノ居所

六 發行所ノ所在及名稱

七 差出郵便局(發行人ニ於テ發行ノ際差出ス郵便局ヲ謂フ)

第三十八條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル定期刊行物(以下定期刊行物ト稱ス)ニ付左ノ事項ヲ變更セントスルトキハ發行人ニ於テ申請書ヲ通信局長ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケベシ

一 題號

二 掲載事項ノ種類

三 發行人(改氏名ノ場合ヲ除ク)

發行人ヲ變更セントスル場合ニ於テハ新舊發行人申請書ニ連署スベシ舊發行人連署スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ申請書ニ記載スベシ

第三十九條 定期刊行物ニ付左ノ事項ヲ變更シタルトキハ三日内ニ

改正郵便規則及外國郵便規則

發行人ニ於テ其ノ届書ヲ通信局長ニ提出スベシ廢刊若ハ休刊ヲ爲シ又ハ發行ヲ禁止セラレタルトキ亦同ジ

一 發行ノ定日

二 發行人ノ居所又ハ氏名(改氏名ノ場合)

三 發行所ノ所在又ハ名稱

四 差出郵便局

發行所ヲ他ノ通信局管内ニ移轉シタルトキハ其ノ届書ヲ舊發行地所轄通信局ヲ經由シ新發行地所轄通信局長ニ提出スベシ

第四十條 第三十七條第七號ノ差出郵便局ハ通信局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

第四十一條 第三十七條ノ認可ヲ爲シタルトキハ十圓、第三十八條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ一事項ニ付五圓、二事項以上ノ場合ハ十圓ノ料額ヲ徴收ス

第四十二條 定期刊行物ニハ其ノ表紙(冊子ト爲サザルモノニ付テハ初頁)ノ上部ニ題號、發行ノ定日、逐號番號、發行年月日及「何年何月何日第三種郵便物認可」ノ文字ヲ、次頁以下ニハ上部ニ題號又ハ略稱、發行年月日及「第三種郵便物認可」ノ文字ヲ記載スベシ但シ官報及冊子ト爲シタルモノニ付テハ次頁以下ニ記載スル文字ハ裏表紙(官報ニ付テハ終頁)ノミニ記載スルヲ以テ足ル

前項ノ規定ニ依リ記載ナキ定期刊行物ハ第三種郵便物ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第四十三條 定期刊行物ニハ本紙ノ重量ヲ超エズ(官報ヲ除ク)且冊子ト爲サザル物ニシテ本紙ト同性質ノ記事、寫眞、書、畫、圖ヲ其ノ大部分ニ掲載シタルモノヲ附録トシテ添付スルコト得

前項ノ附録ニハ本紙ノ題號、逐號番號、發行年月日及「附録」ノ



文字ヲ記載スベシ

第四十四條 定期刊行物ノ號外(緊急時事ヲ報道又ハ論議スル爲臨時ニ發行スルモノニ限ル以下之ニ同ジ)ニハ其ノ初頁上部ニ本紙ノ題號、發行年月日、「何年何月何日第三種郵便物認可」及「號外」ノ文字ヲ、次頁以下ニハ本紙ノ題號又ハ略稱、發行年月日、「第三種郵便物認可」及「號外」ノ文字ヲ記載スベシ但シ官報ノ號外ニ付テハ次頁以下ニ記載スル文字ハ終頁ノミニ記載スルヲ以テ足ル前項ノ規定ハ定期刊行物ノ増刊ニ之ヲ準用ス但シ冊子ト爲シタル増刊ニ付テハ次頁以下ニ記載スル文字ハ裏表紙ノミニ記載スルヲ以テ足ル

前二項ノ規定ニ依ル記載ナキ定期刊行物ノ號外又ハ増刊ハ第三種郵便物ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第四十五條 定期刊行物ヲ發行シタルトキハ發行人ニ於テ直ニ其ノ見本ヲ一部宛選信局及差出郵便局ニ提出スベシ

第四十六條 左ノ場合ニ於テハ第三種郵便物ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ

一 最近發行ノ次ノ定日ヨリ一月内ニ發行セザルトキ

二 最近一年間(日刊ノモノニ付テハ六月間)ニ發行スベカリシ回数ノ四分ノ一休刊シタルトキ

第四十七條 定期刊行物ガ第五條第二號乃至第四號ニ掲グル條件ノ一ヲ具備セザルニ至リタルトキハ第三種郵便物ノ認可ヲ取消ス

第四十八條 左ノ場合ニ於テハ第三種郵便物ノ認可ヲ取消スコトアルベシ

一 第三十八條第一項ニ規定スル申請若ハ第三十九條ニ規定スル届出ヲ怠リタルトキ又ハ申請若ハ届出ノ事項ガ其ノ事實ニ反スルトキ

二 第四十二條第一項又ハ第四十四條第一項第二項ノ規定ニ依リ記載スベキ第三種郵便物認可年月日ガ其ノ事實ニ反スルトキ

三 第四十五條ノ見本ノ提出ヲ怠リタルトキ

第四十九條 第三種郵便物ノ認可ノ效力ヲ失ヒ又ハ認可ヲ取消サレタル刊行物ヲ繼續又ハ承繼シテ發行スト認メラルルモノニ付テハ第三種郵便物ノ認可ヲ與ヘザルコトアルベシ第三種郵便物ノ認可ノ效力ヲ失ヒ又ハ認可ヲ取消サレタル刊行物ノ發行人ノ發行スルモノニ付亦同ジ

第五十條 本款ノ規定ニ依リ選信局長ニ提出スル申請書又ハ届書ハ差出郵便局ヲ經由スベシ

第五十一條 第三種郵便物ノ認可ヲ受ケザル刊行物ニ第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルコトヲ表示スル文字ヲ記載シタルトキハ其ノ發行人ヲ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十二條 定期刊行物中日刊ノ新聞紙、通信(通信社ノ發行スルモノ)及官報ハ發行人又ハ賣捌人ヨリ差出ス場合ニ限リ其ノ一部又ハ一日分ノ料金を重量百二十グラム迄五厘トシ百二十グラムヲ超ユル部分ニ付テハ郵便法第十八條ノ規定ニ依ル

前項ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人ノ資格及氏名ヲ記載スベシ

前項ノ規定ニ依ル記載ナキ郵便物ニハ第一項ノ規定ヲ適用セズ

第五十三條 第三種郵便物ノ外部ニハ差出人ノ居所及氏名並ニ左ノ事項ニ限リ記載シ又ハ別ニ記載シテ之ヲ添附スルコトヲ得

一 差出人及受取人ノ身分、職業、商標其ノ他ノ稱號、電話番号、振替貯金口座番號、電報略號、郵便私書函番號、取引銀行ノ名稱、發送番號

二 至急、賞酬、札下等ノ慣用語、日時、敬稱

三 贈呈、納本、註文品等五字以内ノ慣用語

四 「何年何月何日第三種郵便物認可」ノ文字、郵便物ノ種類及在中品ノ種類、名稱、番號、數量ヲ示ス文字

五 前金切レ、何月何日限リ前金切レ、乞送金等ノ慣用語

六 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス事項

七 封筒若ハ帶紙ニ其ノ印刷所、製造所、賣捌店ノ所在及名稱又ハ荷札ニ其名稱、特許若ハ實用新案登錄番號、製造所ノ所在及名稱

第三種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得

一 名宛人ノ居所及氏名

二 在中品ノ價格及重量

三 正誤、注意、點、線、批評ノ類

第三種郵便物ノ内部ニ前項ノ規定ニ依リ記載シ得ル以外ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附シタルモノハ異種ノ郵便物ヲ合裝シタルモノト看做ス

第五十四條 定期刊行物ニハ發行人ニ於テ其ノ記事ニ關スル物ニシテ第四十三條第一項ノ附録ト合シテ本紙ノ重量ヲ超エザルモノヲ綴込ミ又ハ貼附スルコトヲ得

定期刊行物ニハ其ノ發行人又ハ差出人ニ於テ註文用ニ充ツル爲郵便振替貯金拂込用紙並ニ自己ノ居所及氏名ヲ記載シタ封筒又ハ通常葉書各一枚ヲ添附スルコトヲ得

前項ノ封筒及私製葉書ニハ料金相當ノ郵便切手ヲ貼附シ通常葉書ニハ返信ニ要スル事項ヲ記載スルコトヲ得定期刊行物ニ第一項及第二項ノ規定ニヨリ綴込ミ、貼附シ若ハ添附シ得ル以外ノ物ヲ綴込ミ貼附シ若ハ添附シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ添附シタル物ニ第

改正郵便規則及外國郵便規則

三項ノ規定ニ依リ貼附若ハ記載シ得ル以外ノ物若ハ事項ヲ貼附シ若ハ記載シタルモノハ異種ノ郵便物ヲ合裝シタルモノト看做ス

第四款 第四種郵便物

第五十五條 印刷物トハ特定ノ人ニ宛テタル通信文ノ性質ヲ有セザル事項ヲ紙又ハ之ニ類スル物ニ全部印刷(活版、石版、銅版、木版、寫眞版、騰寫版其ノ他之ニ類スル裝置ヲ用ヒテ一時ニ多數複寫スル方法ヲ謂フ)シタルモノヲ謂フ

第五十六條 業務用書類トハ特定ノ人ニ宛テタル通信文ノ性質ヲ有セザル事項ヲ紙又ハ之ニ類スル物ニ全部又ハ一部筆書(印章又ハタイプライターニ依ルモノヲ含ム)シタルモノヲ謂フ

第五十七條 左ノ物ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ印刷物又ハ業務用書類トシテ之ヲ取扱ハズ

一 郵便切手、返信切手券及政府ノ發行スル郵便葉書(料額印面ヲ刷出シタルモノニ限ル)

二 收入印紙其ノ他之ニ類スル證券

三 紙幣及銀行券

四 公債證券、社債券、株券、貨物引換證、船荷證券、倉庫證券、爲替手形、約束手形、小切手、郵便爲替證券、商品券其ノ他之ニ類スル證券又ハ證書

第五十八條 盲人用點字ノ書籍、印刷物又ハ業務用書類ノ料金ハ重量六百グラム又ハ其ノ端數毎ニ五厘トス

第五十九條 商品ノ見本又ハ雜形トハ左ノ條件ヲ具備スル物ヲ謂フ

一 見本又ハ雜形トシテ商品ノ性質又ハ形狀ヲ示スニ足ル數量ナルコト

二 見本若ハ雜形又ハ其ノ容器ニ「見本」、「雜形」又ハ之ニ相當



スル文字ヲ明瞭ニ表示シタルモノナルコト

三 營業者ト發受シ又ハ勸業ノ爲官公署若ハ公共團體ト發受スルモノナルコト

第六十條 商品ノ見本又ハ雛形在中ノ郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「商品見本」又ハ「商品雛形」ノ文字及其ノ外部ニ差出人又ハ受取人ガ營業者ナルトキハ其ノ營業名、官公署又ハ公共團體ナルトキハ其ノ名稱ヲ記載スベシ

前項ノ規定ニ依ル「商品見本」又ハ「商品雛形」ノ文字ノ記載ナキ郵便物ハ商品見本又ハ雛形ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第六十一條 第五十三條及第五十四條ノ規定ハ第四種郵便物ニ之ヲ準用ス

第四種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外左ノ事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得

- 一 在中品ノ大サ
- 二 名刺ニ五字以内ノ慣用語
- 三 寫眞、畫及圖ニ説明
- 四 商品ノ見本及雛形、博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ示スニ必要ナル事項

其ノ他	普通	書留	普通
五百グ	五百グ	五百グ	五百グ
ラム迄	ラム迄	ラム迄	ラム迄
十錢	十錢	十錢	十錢
十五錢	十五錢	十五錢	十五錢
二十錢	二十錢	二十錢	二十錢
二十五錢	二十五錢	二十五錢	二十五錢
三十錢	三十錢	三十錢	三十錢
三十五錢	三十五錢	三十五錢	三十五錢
四十錢	四十錢	四十錢	四十錢
四十五錢	四十五錢	四十五錢	四十五錢
五十錢	五十錢	五十錢	五十錢
五十五錢	五十五錢	五十五錢	五十五錢
六十錢	六十錢	六十錢	六十錢
六十五錢	六十五錢	六十五錢	六十五錢
七十錢	七十錢	七十錢	七十錢
七十五錢	七十五錢	七十五錢	七十五錢
八十錢	八十錢	八十錢	八十錢
八十五錢	八十五錢	八十五錢	八十五錢
九十錢	九十錢	九十錢	九十錢
九十五錢	九十五錢	九十五錢	九十五錢
一百錢	一百錢	一百錢	一百錢

第五款 第五種郵便物

第六十二條 農産物種子トハ栽植ノ用ニ供スル植物種子ヲ謂フ左ノ物ハ之ヲ農産物種子ト看做ス

一 苗、球根、地下莖、根、樹皮及茸ニシテ栽植培養ノ用ニ供スルモノ

二 蠶種、養蜂及家禽又ハ食用蛙ノ卵ニシテ繁殖飼養ノ用ニ供スルモノ

三 穀物検査所相互間又ハ穀物検査所ト検査員トノ間ニ發受スル産米標本

第六十三條 第五十三條及第五十四條第二項乃至第四項ノ規定ハ第五種郵便物ニ準用ス

第五種郵便物ノ内部ニハ前項ニ規定スル事項ノ外播種又ハ孵化ニ關スル事項ヲ記載シ又ハ別ニ記載シテ添附スルコトヲ得

第三節 小包郵便物

第六十四條 小包郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

内地相互間	普通	書留
同一郵便區市内ニ發著スルモノ	六錢	十二錢
三キログ	三キログ	三キログ
ラム迄	ラム迄	ラム迄
三十錢	三十錢	三十錢
四十五錢	四十五錢	四十五錢
六十錢	六十錢	六十錢
七十錢	七十錢	七十錢
八十錢	八十錢	八十錢
九十錢	九十錢	九十錢
一百錢	一百錢	一百錢

書留

第六十五條 小包郵便物ノ料金ノ徵收ニ關シテハ左ノ地域ヲ同一郵便區市内ト看做ス

一 隣接スル郵便區市内相互間

二 同一ノ行政市内ニ郵便區ノ全部又ハ一部ヲ有スル數箇ノ郵便區ノ郵便區市内相互間

三 前號ノ數箇ノ郵便區ノ郵便區市内ニシテ連接スルモノト之ニ隣接スル郵便區市内相互間

第六十六條 小包郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「小包」ト記載スベシ

第六十七條 朝鮮又ハ關東州ニ宛テタル小包郵便物ヲ差出サントスルトキハ郵便局所ノ交附スル用紙ニ在中品ノ名稱、數量及價格ヲ品種別ニ記載シ郵便物ニ之ヲ添附スベシ

第六十八條 第五十三條第一項及第二項ノ規定ハ小包郵便物ニ之ヲ準用ス

第三章 郵便物ノ差出及配達

第一節 郵便物ノ差出

第一款 通則

第六十九條 普通取扱ノ通常郵便物ハ第八十條第一項、第九十七條第一項、第九十八條及第一百一條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外郵便物ニ之ヲ差入ルベシ但シ容積大ナル爲又ハ一時ニ多數差出ス爲郵便物ニ差入ルコト困難ナル場合ハ郵便局所ニ之ヲ差出スベシ

小包郵便物及特殊取扱ト爲ス通常郵便物ハ郵便局所ニ之ヲ差出スベシ但シ他ノ特殊取扱ト爲サザル速達及航空通常郵便物並ニ年賀

改正郵便規則及外國郵便規則

特別郵便物ハ郵便物ニ之ヲ差入ルコトヲ得

第七十條 郵便物ハ取集郵便局ノ承認ヲ受ケ之ヲ私設スルコトヲ得

第七十一條 郵便物私設ノ承認ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書及設置場所ヲ表示セル圖面ヲ郵便局ニ提出スベシ

一 設置場所

二 設置ノ理由

三 期間ヲ限リ設置セントスルトキハ其ノ期間

四 郵便物ノ差入一日平均見込數量

五 設置者

六 設置者ノ居所

二人以上共同シテ前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ一人ノ總代人ヲ定ムベシ

第七十二條 郵便物私設ノ承認ヲ受ケタル者ハ郵便局ノ指示ニ從ヒ自己ノ負擔ニ於テ郵便物ノ設置及其ノ維持ヲ爲スベシ

第七十三條 私設郵便物ノ取集料ハ年額左ノ如シ但シ特殊ノ事由ヲルトキハ之ヲ増減スルコトアルベシ

一日ノ取集度數	四十圓
十度以上ノモノ	三十圓
七度以上ノモノ	二十圓
四度以上ノモノ	十二圓
三度以下ノモノ	七圓
一日ノ取集延軒程	七十錢
延伸百十メートル迄毎ニ	



前項第二號ノ軒程ハ郵便局ノ定ムル所ニ依ル  
取集度數又ハ取集延軒程ニ異動ヲ生ジタル場合ニ於テ其ノ事實ガ  
第七十四條第一項ニ規定スル各期ノ中途ニ在ルトキハ其ノ期ノ料  
金ハ之ヲ改定セズ

第七十四條 私設郵便函ノ取集料ハ四月一日ヨリ九月三十日迄及十  
月一日ヨリ翌年一月三十一日迄ノ二期ニ分チ每期分テ當該期ノ前  
月末日迄ニ郵便局ニ納付スベシ但シ期間ノ中途ニ於テ郵便函私設  
ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ期ノ料金ハ月割額ヲ以テ直ニ之ヲ納  
付スベシ

期間ヲ限リ設置スル私設郵便函ノ取集料ハ每設置期間開始ノ前日  
迄ニ其ノ月割額ヲ納付スベシ

第七十五條 私設郵便函ニ付左ノ事項ヲ變更セントスルトキハ設置  
者ニ於テ申請書及設置場所ヲ表示セル圖面(設置場所變更ノ場合  
ニ限ル)ヲ郵便局ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

一 設置場所

二 期間ヲ限リ設置スルモノニ付其ノ期間

三 設置者(改氏名ノ場合ヲ除ク)

設置者ヲ變更セントスル場合ニ於テハ新舊設置者申請書ニ連署ス  
ベシ舊設置者連署スルコト能ハザルトキハ申請書ニ其ノ事由ヲ記  
載スベシ

設置者ノ變更ノ承認ヲ爲シタルトキハ舊設置者ノ有スル私設郵便  
函ニ關スル權利及義務ハ新設置者ニ移轉シタルモノト看做ス

第七十六條 私設郵便函ノ設置者居所又ハ氏名(改氏名ノ場合)ヲ  
變更シタルトキハ郵便局ニ直ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第七十七條 私設郵便函ノ設置者其ノ私設ヲ廢止セントスルトキハ

廢止ノ十日前迄ニ廢止ノ期日ヲ記載シタル届書ヲ郵便局ニ提出ス  
ベシ

第七十八條 私設郵便函ノ設置者本款ノ規定ニ違反シタルトキハ私  
設郵便函ノ使用ヲ停止シ又ハ私設ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第三款 料金別納

第七十九條 種類及料金額同一ノ通常郵便物ニシテ同一ノ差出人ヨ  
リ同時ニ五十箇以上差出スモノハ之ヲ料金別納ト爲スコトヲ得  
特殊取扱(年賀特別郵便ヲ除ク)ト爲ス郵便物ハ之ヲ料金別納ト  
爲スコトヲ得ズ

第八十條 料金別納郵便物ハ料金ヲ添ヘ郵便局ニ之ヲ差出スベシ  
一、二等郵便局ニ差出ス料金別納郵便物ノ料金ハ通貨ヲ以テ之ヲ  
納付スルコトヲ得

料金別納郵便物ニハ差出人ニ於テ其ノ表面ノ上部左隅ニ左ノ形式  
ノ表示ヲ爲スベシ



徑ハ三センチメートルヲ標準トス

料金別納郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セズ

第四款 約東郵便

第八十一條 定期刊行物、書籍及印刷物ハ差出地所轄通信局長ノ承  
認ヲ受ケ之ヲ約東郵便ト爲スコトヲ得

第八十二條 約東郵便ト爲ス印刷物ニシテ左ノ條件ヲ具備シ且通信  
局長ノ承認ヲ受ケタルモノノ料金ハ重量百二十グラム又ハ其ノ端

數毎ニ一錢五厘トス

一 毎月一回以上繼續發行スルコト

二 發行ノ當月又ハ翌月中ニ一月ノ發行ニ付百箇以上約東郵便ト  
シテ差出スコト

第八十三條 約東郵便物ノ料金ハ翌月二十日迄ニ郵便官署ノ指示ニ  
從ヒ通貨ヲ以テ之ヲ納付スベシ

第八十四條 約東郵便ノ承認ヲ受ケタル者ハ通信局長ノ指示ニ從ヒ  
郵便料金後納ノ擔保トシテ通貨又ハ國債ヲ提供スベシ但シ差出人  
官公署、公共團體、社寺、學校又ハ營利ヲ目的トセザル法人若ハ  
團體ナルトキハ擔保ノ提供ヲ免ズルコトアルベシ

前項ノ通貨又ハ國債ノ額ハ約東郵便物ノ差出箇數又ハ重量ノ異動  
ニ應ジ之ヲ増減セシムルコトアルベシ

第八十五條 約東郵便ノ承認ヲ受ケントスルトキハ差出人ニ於テ左  
ノ事項ヲ記載シタル申請書ニ見本二部ヲ添ヘ通信局長ニ之ヲ提出  
スベシ

一 題號又ハ名稱

二 郵便物ノ種類(定期刊行物、書籍、印刷物ノ區別)

三 一月ノ差出回数(差出ニ付定日アルモノハ之ヲ附記スベシ)  
並ニ差出箇數ノ概數及料金ノ概算額(料金ノ異ルモノニ付テハ  
其ノ内譯ヲ記載スベシ)

四 差出郵便局

五 差出人

六 差出人ノ居所

第八十二條ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ  
記載スベシ

第八十六條 約東郵便ニ付左ノ事項ヲ變更セントスルトキハ差出人  
ニ於テ申請書ヲ通信局長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

一 題號(第八十二條ノ承認ヲ受ケタル印刷物ニ限ル)

二 差出人(改氏名ノ場合ヲ除ク)

差出人ヲ變更セントスル場合ニ於テハ新舊差出人申請書ニ連署ス  
ベシ舊差出人連署スルコト能ハザルトキハ申請書ニ其ノ事由ヲ記  
載スベシ

差出人變更ノ承認ヲ爲シタルトキハ舊差出人ノ有スル約東郵便ニ  
關スル權利及義務ハ新差出人ニ移轉シタルモノト看做ス

第八十七條 約東郵便ニ付左ノ事項ヲ變更セントスルトキハ差出人  
ニ於テ其ノ届書ヲ通信局長ニ提出スベシ

一 題號(第八十二條ノ承認ヲ受ケタル印刷物ヲ除ク)又ハ名稱

二 郵便物ノ種類

三 一月ノ差出回数並ニ差出箇數ノ概數及料金ノ概算額

四 差出郵便局

五 差出人ノ居所又ハ氏名(改氏名ノ場合)

差出郵便局ヲ他ノ通信局管内ノ郵便局ニ變更セントスルトキハ其  
ノ届書ヲ舊差出地所轄通信局長ニ提出シ新差出地所轄通信局長ニ提  
出スベシ

第八十八條 約東郵便物ノ差出郵便局ハ通信局長ニ於テ必要アリト  
認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルベシ

第八十九條 第八十二條ノ承認ヲ爲シタルトキハ四十、第八十六條  
第一項(第八十二條ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル)ノ承認ヲ爲シ  
タルトキハ一事項ニ付五圓ノ料金ヲ徴收ス

第九十條 約東郵便ノ差出人其ノ取扱ヲ受クル必要ナキニ至リタル



改正郵便規則及外國郵便規則

トキハ其ノ届書ヲ逓信局長ニ提出スベシ

第九十一條 約東郵便ノ差出人本款ノ規定ニ違反シタルトキハ約東郵便ノ取扱ヲ停止スルコトアルベシ

第九十二條 左ノ場合ニ於テハ約東郵便ノ承認ハ之ヲ取消ス  
一 前條ノ規定ニ依リ約東郵便ノ取扱ヲ停止スルモ仍義務ヲ履行セザルトキ

二 第八十二條ノ承認ヲ受ケタル印刷物ヲ引續キ三月以上又ハ最近一年間ニ五月以上第八十二條第二號ノ規定ニ依ル差出ヲ停止シタルトキ

第九十三條 約東郵便ノ承認ヲ取消サレタル刊行物ヲ繼續又ハ承認シテ發行スト認メラルモノニ付テハ約東郵便ノ承認ヲ與ヘザルコトアルベシ

約東郵便ノ承認ヲ取消サレタル刊行物ノ差出人ノ發行スルモノニ付亦同ジ

第九十四條 約東郵便ニ付第九十條ノ届出ヲ爲シタルトキ又ハ約東郵便ノ承認ヲ取消サレタルトキハ第八十三條ノ規定ニ拘ラズ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ料金を納付スベシ

前項ノ規定ニ依リ差出人料金を完納シタルトキハ第八十四條ノ規定ニ依ル擔保物ハ之ヲ返付シ料金を完納セザル場合ニ於テ擔保物ガ通貨ナルトキハ通貨ヲ、國債ナルトキハ之ヲ賣却シ其ノ代金ヨリ賣却費用ヲ差引キタル殘額ヲ不納料金を充テ超過アルモノハ其ノ超過額ヲ還付シ不足アルモノハ其ノ不足額ヲ徵收ス

第九十五條 本款ノ規定ニ依リ逓信局長ニ提出スル申請書又ハ届書ハ差出郵便局ヲ經由スベシ

第九十六條 約東郵便物ハ之ヲ特殊取扱ト爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ規定ハ第一項ノ同一郵便區市内ニ之ヲ準用ス

第六十條 市内郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

- 一 封緘シタル書狀 重量二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 二 錢
- 二 第三種郵便物 重量百二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 五 厘
- 三 第四種郵便物 重量百二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 一 錢五 厘
- 三 第四種郵便物 同時ニ三千一箇以上差出ストキハ三十一箇分ヨリハ重量百二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 一 錢

第一百條 市内郵便物ハ料金ヲ添ヘ郵便局ニ之ヲ差出スベシ但シ約東郵便物トシテ差出スモノノ料金は付テハ此ノ限ニアラズ

一、二等郵便局ニ差出ス市内郵便物ノ料金は通貨ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得  
市内郵便物ニハ差出人ニ於テ其ノ表面ノ上部左隅ニ左ノ形式ノ表示ヲ爲スベシ



徑ハ三センチメートルヲ標準トス

市内郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セズ

第一百二條 封緘シタル書狀ヲ市内郵便物トシテ差出サントスルトキニハ同時ニ其ノ見本一箇ヲ提出スベシ

前項ノ郵便物ハ郵便局ニ於テ之ヲ開披シ検査スルコトアルベシ

改正郵便規則及外國郵便規則

第九十七條 約東郵便物ハ附録第一號様式ニ依ル約東郵便差出票ヲ添ヘ差出郵便局ニ之ヲ差出スベシ

約東郵便物ニハ差出人ニ於テ其ノ表面ノ上部左隅ニ左ノ形式ノ表示ヲ爲スベシ但シ市内郵便ト爲スモノニ付テハ之ヲ省略スルコトヲ得



徑ハ三センチメートルヲ標準トス

約東郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セズ

第九十八條 郵便官署ニ於テ必要アリト認メタルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ約東郵便物ノ差出場所ヲ指定シ、差出人ヲシテ適當ナル區域毎ニ之ヲ結束シテ差出サシメ又ハ其ノ見本ヲ提出セシムルコトアルベシ

第五款 市内郵便

第九十九條 同一郵便區市内ニ發著スル左ノ料金額同一ノ通常郵便物ニシテ同一ノ差出人ヨリ同時ニ百箇以上差出スモノハ之ヲ市内郵便ト爲スコトヲ得

- 一 封緘シタル同文ノ書狀
  - 二 同一内容ノ第三種郵便物
  - 三 同一内容ノ第四種郵便物
- 前項各號ニ掲グル郵便物ニ添附スルモノハ郵便物ノ全部ニ付同一ナルコトヲ要ス
- 特殊取扱又ハ留置トナス郵便物ハ之ヲ市内郵便ト爲スコトヲ得ズ

第一百三條 市内郵便物中内容ノ異リタルモノアルトキハ差出シタル郵便物ノ全部ヲ差出人ニ還付シ其ノ全部ニ付市内郵便ト爲サザル場合ニ於ケル郵便料金額ヨリ既納額ヲ控除シタル額ノ二倍ノ料金を徵收ス

第一百四條 市内郵便物ニシテ同一郵便區市内ニ於テ配達スルコト能ハザルモノハ差出人ニ之ヲ還付ス

第一百五條 市内郵便物ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄之ガ引受ヲ爲サズ

第二節 郵便物ノ配達

第一款 通 則

第一百六條 深山孤島其ノ他交通困難ニシテ周年又ハ期間ヲ限り通常ノ方法ニ依リ配達シ難キ地域ニ宛テタル郵便物ハ周年又ハ其ノ期間中到着郵便局ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テテ之ヲ交付ス

前項ノ郵便物ノ留置期間ハ到着ノ日ヨリ六十日トス

第一百七條 前條ノ地域ニ居住スル者ハ豫メ一定ノ場所(當該郵便局又ハ最寄郵便局ノ郵便區内ニ限ル)ヲ指定シ自己ニ宛テタル郵便物ノ配達ヲ到着郵便局ニ請求スルコトヲ得

前項ノ郵便物ヲ指定ノ場所ニ配達スルコト能ハザルトキハ前條ノ規定ニ依リ之ヲ取扱フ

第一百八條 同一建物内又ハ同一構内ニ在ル者ニ宛テタル郵便物ハ其ノ建物又ハ構内ノ管理者ノ事務所又ハ受付ニ之ヲ配達スルコトアルベシ

第一百九條 二名以上ニ宛テタル郵便物ハ其ノ内ノ一名ニ之ヲ配達又ハ交付ス

第一百十條 小包郵便物ニシテ關稅又ハ内國稅ヲ課セラレタルモノハ



之ヲ郵便局所ニ留置キ其ノ到着通知書ヲ受取人ニ送付ス  
 前項小包郵便物ノ留置期間ハ二十日トス但シ交通不便ニシテ受取人二十日以内ニ出頭スルコト能ハズト認ムル地域ニ宛テタルモノニ付テハ之ヲ延長スルコトアルベシ  
 第一百一十條 關稅ノ賦課又ハ內國稅ヲ課セラレタル織物ノ評定價格ニ關シ稅關ニ異議ノ申立ヲ爲ス者ハ同時ニ其ノ旨ヲ留置郵便局所ニ申出ヅベシ  
 前項ノ異議ノ申立ニ對シ判定アリタルトキハ其ノ書類ヲ當該郵便局所ニ提示スベシ  
 前二項ノ規定ハ關稅若ハ內國稅ノ賦課ニ關シ訴願若ハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ訴願若ハ行政訴訟ニ對シ裁決若ハ判決アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一百十二條 前條ノ場合ニ於テ郵便物留置期間ノ經過ハ郵便局所ヘノ申出ヨリ異議ノ判定若ハ訴願ノ裁決ノ確定又ハ行政訴訟ノ判決迄之ヲ停止ス  
 第一百三條 小包郵便物ノ受取人郵便物受領前之ヲ積戻シ、再輸出ノ爲免稅ノ取扱ヲ受ケ又ハ保稅地域ニ搬入センコトヲ稅關ニ申請スルトキハ同時ニ其ノ旨ヲ留置郵便局所ニ届出ヅベシ  
 前項ノ届出ヲ爲ストキハ十錢ヲ納付スベシ  
 第一百四條 郵便物ノ誤配達ヲ受ケタル者ハ直ニ當該郵便物ニ其ノ旨並ニ居所及氏名ヲ記載シタル附箋ヲ貼附シ郵便函ニ差入レ又ハ其ノ旨ヲ郵便官署ニ申告スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ郵便物ヲ誤テ開披シタル者ハ其ノ郵便物ニ封緘其ノ他相當ノ手當ヲ爲シ且其ノ旨ヲ附箋ニ記載スベシ  
 第一百五條 郵便物ノ受取人ハ郵便官署ガ事務上ノ必要ニ基キ其ノ

郵便物ノ封筒若ハ郵便葉書ノ提出ヲ求メ又ハ郵便物ノ受授ニ關スル狀況ヲ調査スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ  
 第十六條 正當ノ理由ナクシテ第四百十四條ノ手續ヲ爲サズ又ハ前條ノ要求若ハ調査ニ應ゼザル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第二款 郵便私書函  
 第一百七條 郵便私書函ハ當該郵便局ノ承認ヲ受ケ之ヲ使用スルコトヲ得  
 郵便私書函ハ二人以上ノ名義ヲ以テ之ヲ使用スルコトヲ得ズ  
 第一百八條 郵便私書函使用ノ承認ヲ受ケントスル者ハ其ノ居所、氏名及職業ヲ記載シタル申請書ヲ郵便局ニ提出スベシ  
 郵便私書函ノ使用者居所又ハ氏名(改氏名ノ場合)ヲ變更シタルトキハ郵便局ニ直ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ  
 第一百九條 郵便私書函番號ヲ肩書シタル郵便物ハ郵便私書函ニ之ヲ配付ス  
 郵便私書函番號ヲ肩書セザル郵便物ト雖モ郵便私書函ノ使用者ニ宛テ又ハ郵便私書函ノ使用者ヲ肩書シタルモノハ郵便私書函ニ之ヲ配付スルコトアルベシ  
 前二項ノ郵便物ニシテ書留若ハ價格表記ト爲シタルモノ、料金未納若ハ不足ノモノ又ハ容積大ナル爲若ハ多數ナル爲郵便私書函ニ配付スルコト能ハザルモノハ別ニ之ヲ保管シ郵便配達證又ハ「保管郵便物アリ」ト記載シタル札ヲ郵便私書函ニ配付ス  
 第二十條 郵便私書函使用料ハ年額左ノ如シ

- 一 使用料(鍵使用料一箇分ヲ含ム)
  - 一級ニ指定シタル郵便局 六圓
  - 二級ニ指定シタル郵便局 四圓

三級ニ指定シタル郵便局

二 四

二 鍵使用料 (鍵ヲ別ニ貸與シタル場合) 二十錢  
 前項第一號ノ郵便局名ハ別ニ之ヲ告示ス  
 第二百一十條 第七十四條第一項ノ規定ハ郵便私書函ニ之ヲ準用ス  
 第二百十二條 郵便私書函ノ使用者其ノ使用ヲ廢止セントスルトキハ廢止ノ期日ヲ記載シタル届書ヲ郵便局ニ提出スベシ  
 第二百十三條 郵便私書函ノ使用者本款ノ規定ニ違反シタルトキハ郵便私書函使用ノ承認ヲ取消スコトアルベシ  
 第二百十四條 郵便私書函ノ使用ヲ廢止シタルトキ又ハ使用ノ承認ヲ取消セラレタルトキハ直ニ郵便私書函ノ鍵ヲ返納スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ鍵ヲ返納セズシテ料金納付ニ關スル次ノ期間ニ亙リタルトキハ其ノ期間開始後ノ月數ニ應ジ郵便私書函使用料ノ月割額ヲ徵收ス

第三款 留 置

第二百二十五條 郵便局所留置ノ表示アル郵便物ハ受取人ノ出頭ヲ待チテ之ヲ交付ス  
 留置郵便物ノ留置期間ハ到着ノ日ヨリ十日トス但シ交通不便ニシテ受取人十日以内ニ出頭スルコト能ハズト認ムル地域ニ宛テタルモノニ付テハ之ヲ延長スルコトアルベシ  
 第二百二十六條 留置郵便物ノ受取人ハ郵便局所ニ於テ未ダ交付セザル郵便物ニ付留置郵便局所ノ變更又ハ其ノ配達ヲ留置郵便局所ニ請求スルコトヲ得  
 前項ノ留置郵便局所ノ變更ノ請求ハ小包郵便物ニ付テハ一回ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得  
 第三節 郵便物ノ名宛變更、取戻及轉送

改正郵便規則及外國郵便規則

第二百二十七條 郵便物ノ差出人ハ左ノ料金ヲ納付シ郵便局所ニ於テ未ダ配達又ハ交付セザル郵便物ノ名宛變更(居所ノミニ變更ヲ含ム)又ハ取戻ヲ差出郵便局所ニ請求スルコトヲ得但シ事務上支障アルトキハ其ノ請求ニ應ゼザルコトアルベシ  
 一 郵便物差立前ナルトキ 五錢  
 二 郵便物差立後
 

- 郵便ニ依ルモノ 十錢
- 電信ニ依ルモノ 五十錢
- ナルトキ 八十錢

三 差出郵便局ニ於テ配達スル郵便物 五錢  
 ニ付配達人出發前ナルトキ  
 前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ郵便物ノ差立準備前又ハ配達準備前ニ取戻ノ請求アリタルトキハ其ノ料金ヲ徵收セズ  
 第二百二十八條 郵便物ノ受取人移轉シタル場合ニ於テ其ノ移轉先分明ナルトキハ郵便物ハ之ヲ移轉先ニ轉送ス但シ小包郵便物ハ其ノ受取人ノ移轉先ガ料金ノ増加ヲ要スル地域ナルトキ又ハ朝鮮若ハ關東州ナルトキハ差出ノ際ニ於テ差出人ノ請求又ハ豫メ受取人ノ請求アリタル場合ニ限リ之ヲ移轉先ニ轉送ス此ノ場合ニ於テ移轉先ガ朝鮮又ハ關東州ナルトキハ第六十七條ノ規定ヲ準用ス  
 前項但書ノ規定ニ依リ轉送ヲ爲シタル小包郵便物ノ増加料金ハ請求人ヨリ之ヲ追徵ス  
 第二百二十九條 書留又ハ價格表記ト爲サザル通常郵便物ハ配達後ト雖モ配達ヲ受ケタル者ニ於テ受取人ノ移轉先ヲ記載シタル附箋ヲ貼附シ配達ヲ受ケタル日ヨリ十日内(船舶、船舶ヲ肩書シタル船舶乗組員及社寺ヲ肩書シタル巡禮者ニ宛テタルモノハ三十以內)ニ料金ヲ納付スルコトヲ得再ビ郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得其ノ期間經過後差出シタル郵便物ハ當初ノ差出人ヨリ新ニ差出シ



タルモノト看做ス

第三百三十條 左ノ郵便物ハ之ヲ轉送セズ

- 一 受取人ノ移轉先ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ南洋群島ニシテ輸入、移入、輸出又ハ移出ヲ禁ゼラレタル物ヲ包有スル郵便物
- 二 受取人ノ移轉先ガ前號ノ地域ニシテ小包郵便ニ依ルニ非ザレバ輸入シ、移入シ、輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ザル物ヲ包有スル通常郵便物

第四百節 郵便物ノ還付

第三百三十一條 郵便物ハ第二十二條、第三百三條及第四百四條ノ規定ニ依ルノ外左ノ場合ニ於テ差出人ニ之ヲ還付ス

- 一 留置期間ヲ經過シタルトキ又ハ代金引換郵便物ニ付受取人ガ引換期間内ニ受取ヲ爲サザル旨ヲ申出デタルトキ
- 二 第二百二十八條第一項但書ノ場合ニ於テ差出人又ハ受取人ノ轉送ノ請求ナキトキ
- 三 前條ノ規定ニ依リ郵便物ノ轉送ヲ爲サザルトキ

第三百三十二條 小包郵便物ヲ還付スル場合ニ於テ差出人ガ料金ノ増加ヲ要スル地域ニ在ルトキハ増加料金ハ差出人ヨリ之ヲ追徴ス

小包郵便物ノ差出人ハ其ノ差出ノ際當該郵便物ガ還付セラルル場合ニ於テ料金ノ増加ヲ要スルトキハ郵便局ニ於テ之ヲ棄却スルコトヲ豫メ請求スルコトヲ得

第三百三十三條 左ノ郵便物ヲ差出人ニ還付スル場合ニ於テ差出人朝鮮、臺灣、關東州、樺太、南洋群島又ハ滿洲國ニ在ルトキハ還付スルコトハザル郵便物トシテ郵便官署ニ之ヲ保管シ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス

- 一 輸入、移入、輸出又ハ移出ヲ禁ゼラレタル物ヲ包有スル郵便物
- 二 小包郵便ニ依ルニ非ザレバ輸入シ、移入シ、輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ザル物ヲ包有スル通常郵便物
- 三 差出人朝鮮、關東州又ハ滿洲國ニ在リ在中品ノ名稱數量又ハ價格ノ不明ナル小包郵便物

第三百三十四條 差出人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ從ヒ當該郵便物ヲ保管スル郵便官署ニ其ノ還付又ハ返付ヲ請求スルコトヲ得

第四百節 郵便物ノ還付

第三百三十五條 郵便物ナルトキハ輸入、移入、輸出、又ハ移出ヲ禁ゼラレタル物ヲ郵便官署ニ於テ棄却シ殘存物ノ返付ヲ受クル旨ヲ記載シタル請求書ヲ提出スルコト

- 一 前條第一號ノ郵便物ナルトキハ輸入、移入、輸出、又ハ移出ヲ禁ゼラレタル物ヲ郵便官署ニ於テ棄却シ殘存物ノ返付ヲ受クル旨ヲ記載シタル請求書ヲ提出スルコト
- 二 前條第二號ノ郵便物ナルトキハ通常郵便物ニ包有スル物ヲ小包郵便ニ依リ返付ヲ受クル旨ヲ記載シタル請求書ヲ提出スル事
- 三 前條第三號ノ郵便物ナルトキハ其ノ不明ナル事項ヲ申告シ其ノ還付ヲ受クル旨ヲ記載シタル請求書ヲ提出スルコト

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ請求人ハ返付ニ要スル郵便料及返付手数料二十錢ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テ輸入、移入、輸出又ハ移出ニ關シ政府ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルモノナルトキハ其ノ許可證明書ヲ添附スベシ

第三百三十五條 第六條乃至第九條、第十四條乃至第十六條、第一百九條、第二百二十八條第一項本文及第二百二十九條ノ規定ハ郵便物ノ還付ニ之ヲ準用ス

第四章 郵便物ノ特殊取扱

第一節 書 留

第三百三十六條 郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但シ價格表記ト爲スモノハ此ノ限リニ在ラズ

第三百三十七條 書留郵便物ヲ引受ケタルトキハ差出人ニ郵便物受領證ヲ交附ス

第三百三十八條 通常郵便物ノ書留料ハ十錢トス

第三百三十九條 書留郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「書留」ト記載スベシ但シ引受時刻證明、配達證明、代金引換、別配達又ハ訴訟、審判及牽衣書類郵便ト爲ス郵便物ニハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第四百十條 書留郵便物ノ配達、交付又ハ還付ヲ受クルトキハ受取人(還付ノトキハ差出人)ハ郵便物配達證ニ受領ノ證印ヲ爲スベシ書留郵便物ハ其ノ(受取人還付ノトキハ差出人)ノ代人ニ於テ之ヲ受領スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ代人ハ郵便物配達證ニ其ノ資格及氏名ヲ記載シ受領ノ證印ヲ爲スベシ

第四百十一條 郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但シ書留ト爲スモノハ此ノ限リニ在ラズ

價格表記郵便物ノ表記金額ハ在中品通貨ナルトキハ其ノ金額ト異ルコトヲ得ズ通貨以外ノ物ナルトキハ其市價ヲ超ユルコトヲ得ズ價格表記金額ハ千圓以下トス

第四百十二條 價格表記料ハ書留料相當額(小包郵便物ニ付テハ書

留小包郵便料相當額ト普通小包郵便料相當額トノ差額)ニ左ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

- 一 通貨價格表記 表記金額十圓迄毎ニ 十 錢
  - 二 物品價格表記 表記金額二十圓迄毎ニ 五 錢
- 第四百十三條 價格表記郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ左ノ區別ニ從ヒ品名及金額ヲ明瞭ニ記載スベシ

一 通貨價格表記

通 ノミヲ包有スルモノ 通貨價格表記金  
 通貨ト貴金屬、寶石其ノ他ノ貴重品トヲ合裝スルモノ 通貨價格表記金  
 内 品名 貨金

二 物品價格表記

品名、價格表記金

第四百十四條 通貨ヲ通常郵便物トシテ差出サントスルトキハ適當ニ包裝シ通信省ニ於テ發行スル價格表記郵便物封緘紙ヲ貼附シ印章ヲ以テ鮮明ニ封印スベシ

第四百十五條 價格表記郵便物ハ之ヲ嚴重ニ封緘シ且其ノ封ジ目ニ通信省ニ於テ發行スル價格表記郵便物封緘紙ヲ貼附シ印章ヲ以テ鮮明ニ封印スベシ

第四百十六條 第三百三十七條及第四百十條ノ規定ハ價格表記郵便物ニ之ヲ準用ス

第三節 引受時刻證明

第四百十七條 書留又ハ價格表記ト爲ス郵便物ハ之ヲ引受時刻證明ト爲スコトヲ得

第四百十八條 引受時刻證明郵便物ヲ引受ケタルトキハ郵便物ノ表面及差出人ニ交付スル郵便物受領證ニ引受時刻ヲ記載シ之ヲ證明ス



第四百九條 引受時刻證明料ハ五錢トス  
第五百十條 引受時刻證明郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「引受時刻證明」ト記載スベシ

第四節 配達證明  
第五十一條 書留又ハ價格表記ト爲ス郵便物ハ之ヲ配達證明ト爲スコトヲ得

第五十二條 配達證明郵便物ヲ配達又ハ交付シタルトキハ差出人ニ其ノ配達證明書ヲ送付ス  
第五十三條 配達證明料ハ四錢トス

第五十四條 配達證明郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「配達證明」ト記載スベシ  
第五十五條 書留又ハ價格表記郵便物ノ差出人ハ郵便物差出ノ日ヨリ六月内ニ差出郵便局所ニ郵便物受領證ヲ提示ノ上ハ錢ヲ納付シ其ノ配達證明ヲ請求スルコトヲ得

第五節 内容證明  
第五十六條 假名又ハ漢字ヲ以テ字畫ヲ明瞭ニ記載シタル文書一通ノミヲ内容トスル書留通常郵便物ニ限リ之ヲ内容證明トナスコト得

前項ノ文書ニハアラビヤ數字、括弧、句點其ノ他一般ニ記載トシテ使用セラルルモノヲ混記スルコトヲ得  
第五十七條 二箇以上ノ内容證明郵便物ニシテ内容文書ガ同文ナルモノハ同文内容證明郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得

内容文書ノ内名宛人ノ居所及氏名ノミヲ異ニスルモノヲ各其ノ名宛人ニ宛テタルトキ亦前項ニ同ジ  
第五十八條 内容證明郵便物ニ付テハ郵便局所ニ於テ内容文書ト

白ニ記載シ之ニ捺印シ訂正又ハ削除ニ係ル文字ハ尙明ニ讀ミ得ベキ  
キ 字體ヲ存スベシ此ノ場合ニ於テ文字ノ訂正又ハ挿入ニ因リ五百二十字ヲ超ヘタル際本ハ料金ノ徵收ニ關シテハ二枚トシテ之ヲ計算ス

際本數枚ニ涉ルトキハ其ノ綴目ニ契印ヲ爲スベシ  
第六十二條 第五十七條第二項ノ同文内容證明郵便物ノ際本ニハ内容文書ノ名宛人ノ居所及氏名ヲ記載スルコトヲ得ズ

第六十三條 際本ノ末尾餘白ニハ郵便物ノ差出人及受取人ノ居所及氏名ヲ附記スベシ但シ其ノ居所及氏名ガ内容文書ニ記載ノモノト同一ナルトキハ其ノ附記ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ附記ハ第五十七條第二項ノ同文内容證明郵便物ニ在リテハ前項但書ノ規定ニ拘ラズ其ノ受取人ノ居所氏名ヲ際本ノ末尾餘白ニ連記スベシ  
前二項ノ規定ニ依リ際本ノ末尾餘白ニ記載スル郵便物ノ差出人及受取人ノ居所及氏名ハ別ニ記載シテ之ヲ添付スルコトヲ得但シ料

金ノ徵收ニ關シテハ際本ノ枚數ニ之ヲ算入セズ  
第六十四條 第五十八條ノ規定ニ依リ證明シタル内容文書ハ差出人ニ於テ之ヲ郵便吏員立會ノ上郵便物ノ受取人及差出人ノ居所及氏名ヲ記載シタル封筒ニ納メ封緘スベシ

第六十五條 内容證明郵便物ノ差出人ハ差出ノ日ヨリ二年内ニ差出郵便局所ニ郵便物受領證ヲ提示ノ上第五十九條第一號ノ料金ノ半額ニ相當スル料金ヲ納付シ且内容文書ノ際本ヲ提出シ之ニ第五十八條ノ規定ニ依ル證明ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條 同文内容證明郵便物ニシテ其ノ受取人ノ異ル毎ニ各別ニ作成シタル際本ニ付前項ノ請求ヲ爲サントスルトキ

其ノ際本トヲ對照シ符合スルコトヲ認メタルトキハ内容文書及際本ノ各通ニ差出年月日及其ノ郵便物ノ内容證明郵便物トシテ差出シタル旨並ニ郵便局所名ヲ記載シ且通信日附印ヲ押捺ス

郵便局所ニ保存スベキ際本ト内容文書及他ノ一通ノ際本トハ通信日附印ヲ以テ契印ヲ爲ス

際本數枚ニ涉ルモノノ綴目及第六十一條第二項ノ規定ニ依リ際本ノ訂正、挿入又ハ削除ニ關スル記載ヲ爲シタル箇所ニハ通信日附印ヲ押捺ス

第六十九條 内容證明料ハ左ノ如シ  
一 際本ノ紙數一枚ナルトキハ十錢、紙數二枚以上ナルトキハ最初ノ一枚ハ十錢トシ一枚ヲ増ス毎ニ四錢ヲ加フ

二 同文内容證明郵便物ニ付テハ一箇ハ前號料金其ノ他ハ前號料金ノ半額

第六十條 内容證明郵便物ヲ差出サントスルトキハ内容文書及其ノ際本二通ヲ提出スベシ  
同文内容證明郵便物ニ付テハ其總テヲ通ジ際本二通ヲ提出スベシ

前二項ノ際本ノ内一通ハ郵便局所ニ於テ差出ノ日ヨリ二年間保存シ他ノ一通ハ當該郵便物引受ノ際差出人ニ之ヲ返付ス此ノ場合ニ於テ差出人ガ其ノ返付ヲ受クル際本ヲ必要トセザルトキハ前二項ノ際本ハ一通ヲ提出スルヲ以テ足ル

第六十一條 際本ハ一行二十字以内一枚二十六行以内ニ於テ之ヲ作成スベシ此ノ場合ニ於テ第五十六條第二項ノ記載ハ一箇ヲ一字トシテ之ヲ計算スベシ

際本ノ文字又ハ記載ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ズ文字又ハ記載ヲ訂正、挿入又ハ削除シタルトキハ其ノ字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾餘

ハ其ノ各通ニ受取人ノ居所及氏名ヲ記載スベシ  
第六十一條乃至第六十三條ノ規定ハ前二項ノ際本ニ之ヲ準用ス

第六十六條 内容證明郵便物ノ差出人ハ郵便物差出ノ日ヨリ二年内ニ郵便物受領證ヲ提示ノ上五錢ヲ納付シ差出郵便局所ニ其ノ保存スル際本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條 内容證明郵便物ニ關シテハ第六十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ郵便物ノ名宛變更ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第六節 代金引換  
第六十八條 書留又ハ價格表記ト爲ス郵便物ハ之ヲ代金引換ト爲スコトヲ得

代金引換郵便物ノ引換金額ハ千圓以下トシ其ノ金額ニハ錢未滿ノ端數ヲ附ルスコトヲ得ズ

第六十九條 代金引換郵便物ハ郵便局所ニ留置キ其ノ旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テテ代金ト引換ニ之ヲ交付ス

前項ノ引換期間ハ到着ノ日ヨリ十日トス但シ交通不便ニシテ受取人十日内ニ出頭スルコト能ハズト認ムル地域ニ宛テタルモノニ付テハ之ヲ延長スルコトアルベシ

第一項ノ引換代金ハ郵便爲替ニ關スル法令ノ定ムル所ニ從ヒ差出人ニ之ヲ送付ス

第七十條 代金引換料ハ五錢トス

第七十一條 代金引換郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「代金引換金」ト記載スベシ

第七十二條 代金引換郵便物ノ差出人郵便振替料金加入者ナルトキハ郵便物ノ看易キ箇所ニ「口座所管職名何番口座拂込」ト記載シ其ノ口座ニ引換代金ノ振替拂込ヲ請求スルコトヲ得



第七十三條 蠶種ノ内容トスル代金引換郵便物ノ差出人ハ郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「蠶種留置三日」ト朱記シ第六十九條第二項ノ規定ニ拘ラズ三日内ノ引換ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條 代金引換郵便物ノ差出人ハ郵便局所ニ於テ未ダ交付セザル當該郵便物ニ付代金引換ノ取消又ハ引換金額ノ變更ヲ差出郵便局所ニ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ代金引換ノ取消ニ付テハ第二百二十七條第一項中郵便物ノ取戻、引換金額ノ變更ニ付テハ同條同項中郵便物ノ名宛變更ニ關スル規定ヲ準用ス

第七十五條 代金引換郵便物ノ受取人ハ郵便局ニ於テ未ダ到着通知書ヲ發送セザル當該郵便物ノ轉送ヲ到着郵便局ニ請求スルコトヲ得但シ第七十三條ノ請求アリタル郵便物又ハ既ニ一回轉送ヲ爲シタル郵便物ニ付テハ轉送ノ請求ニ應ゼズ

第七節 集金郵便

第七十六條 左ノ證書又ハ證券ハ之ヲ集金郵便トナシ之ト引換ニ現金ノ取立ヲ郵便局所ニ委託スルコトヲ得

- 一 證書 現金受領證
- 二 證券 無記名ノ公債證券若ハ社債券又ハ其ノ利札、貨物引換證、船荷證券、運送貨物ノ引換證トシテ使用セラルル

受領證若ハ引換證ノ類  
前項第一號ノ現金受領證ニハ現金取立ノ事由及證書ノ效力ニ關スル事項ニ限リ之ヲ附記スルコトヲ得

第七十七條 集金郵便ノ取立金額ノ制限ハ左ノ如シ

- 一 證書 三圓以上五十圓以下ナルコト
- 二 證券 三圓以上十圓以下ナルコト

私製ノ集金郵便委託書ニハ適當ノ切取線ヲ施シ現金受領證ヲ連續セシムルコトヲ得

第七十八條 集金郵便ノ委託者ハ左ノ請求ヲ爲スコトヲ得

- 一 第一回ノ取立ニ依リ現金ノ取立ヲ爲スコト能ハザルトキハ直ニ證券又ハ證券ヲ還付スルコト
- 二 一定ノ期日ニ現金ノ取立ヲ爲スコト
- 三 證券又ハ證券ヲ第七十八條第三項ノ期間内取立郵便局所ニ留置キ支拂人ノ出頭ヲ待チテ其ノ取立ヲ爲スコト
- 四 前號ノ請求ヲ爲シタル集金郵便ノ到着ヲ支拂人ニ通知スルコト

前項第二號ノ請求ヲ爲スモノニ付テハ當該證券又ハ證券ガ取立期日三日前述ニ取立郵便局所ニ到着スル様之ヲ委託スベシ

第七十九條 前條第一項ノ請求ヲ爲サントスルトキハ集金郵便委託書備考欄ニ左ノ記載ヲ爲スベシ

- 一 第一號ノ請求ナルトキ「取立一回還付」
- 二 第二號ノ請求ナルトキ「何月何日取立」
- 三 第三號ノ請求ナルトキ「留置」委託者ニ於テ取立郵便局所ヲ特定セントスルトキハ「何局所留置」
- 四 第四號ノ請求ナルトキ「留置通知」

第八十條 集金郵便ノ委託者郵便振替貯金加入者ナルトキハ集金郵便振替貯金拂込規則ノ定ムル所ニ依ル特別取扱ヲ請求スルコトヲ得

第八十五條 集金郵便ノ支拂人ハ第八十二條第一項第三號ノ請求ナキ集金郵便ニ付テモ取立期間内ニ取立郵便局所ニ出頭シ現金

前項ノ取立金額ニハ錢位未滿ノ端數ヲ附スルコトヲ得ズ  
二通以上ノ證書又ハ證券(同一ノ委託者ニ屬シ同一ノ支拂人ヨリ同時ニ取立ヲ爲シ得ベキ證券ヲ除ク)ハ之ヲ一口ノ集金郵便ト爲スコトヲ得ズ

第八十條 集金郵便ノ現金ノ取立ハ取立郵便局ニ到着後速ニ支拂人ノ居所ニ就キ證書又ハ證券ト引換ニ之ヲ爲ス但シ離島其ノ他交通不便ノ地域ニ居住スル者ヲ支拂人トスルモノハ證書又ハ證券ヲ取立郵便局所ニ留置キ支拂人ノ出頭ヲ待チテ之ヲ爲ス

集金郵便ノ現金ノ取立ニ際シ支拂人不在其ノ他ノ事由ニ因リ現金ノ取立ヲ爲スコト能ハザルトキハ更ニ一回ノ取立ヲ爲ス  
集金郵便ノ取立期間ハ到着ノ日ヨリ十日トス但シ交通不便ニシテ十日内ニ取立ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ之ヲ延長スルコトアルベシ

現金受領證ニ依リ現金ノ取立ヲ爲シタルトキハ之ニ取立年月日ヲ記載ス

集金郵便ニ依ル取立金ハ郵便爲替ニ關スル法令ノ定ムル所ニ從ヒ委託者ニ之ヲ交付ス

第七十九條 集金委託料ハ證書六錢、證券十五錢トス

第八十條 集金郵便ヲ委託セントスルトキハ證書又ハ證券ニ附録第二號様式ニ依ル集金郵便委託書ヲ添ヘ郵便局所ニ之ヲ提出スベシ

集金郵便ヲ引受ケタルトキハ委託者ニ集金郵便受託證ヲ交付ス  
第八十一條 集金郵便委託書ハ郵便局所ノ交付スル用紙ニ依リ之ヲ作成スベシ但シ紙質良好ニシテ所定ノ様式ニ適合スル私製ノ用紙ニ依リ之ヲ作成スルコトヲ妨ゲズ

ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

第八十六條 集金郵便ノ委託者ハ郵便局所ニ於テ未ダ取立ヲ爲サザル集金郵便ヲ取消シ當該證券又ハ證券ヲ還付ヲ委託郵便局所ニ請求スルコトヲ得

前項集金郵便ノ取消ニ付テハ第二百二十七條第一項中郵便物ノ取戻ニ關スル規定ヲ準用ス

第八十七條 集金郵便ノ支拂人移轉シタルトキハ其ノ移轉先ニ就キ現金ノ取立ヲ爲ス但シ移轉前既ニ一回取立ヲ試ミタルモノニ付テハ第八十八條第二項ニ規定スル取扱ヲ爲サズ

第八十八條 集金郵便ノ證券又ハ證券ハ左ノ場合ニ於テ委託者ニ之ヲ還付ス

- 一 支拂人ノ所在不明ナルトキ
- 二 支拂人ガ集金郵便ノ取立ヲ取投ハザル地域ニ移轉シタルトキ
- 三 現金ノ取立ヲ爲スコト能ハズシテ取立期日又ハ取立期間ヲ經過シタルトキ
- 四 支拂人ガ支拂ヲ爲サザル旨ヲ申出デタルトキ

第八十九條 集金郵便ノ引受ハ十二月二十五日ヨリ翌年一月三日迄、取立ハ一月一日ヨリ一月七日迄之ガ取扱ヲ爲サズ

前項ノ取立ヲ爲サザル期間ハ取立期間ニ之ヲ算入セズ

第八節 速達

第九十條 内地相互間ニ發著スル郵便物ハ之ヲ速達ト爲スコトヲ得

第九十一條 速達郵便物ハ別ニ告示スル速達方法ニ依リ之ヲ送達ス但シ第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ハ第九十四條第一項ノ請求アリタル場合ヲ除クノ外航空郵便線路ニ依リ之ヲ送達セ



午前零時ヨリ午前六時(十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ハ午前七時)迄ノ間ニ配達郵便局ニ到着シタル速達郵便物ハ第九十六條ノ請求アリタル場合ヲ除クノ外午前六時(十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ハ午前七時)ヲ待チテ之ヲ配達ス

速達ト爲シタル代金引換郵便物ニ付テハ其ノ到着通知書ヲ前二項ノ方法ニ依リ配達ス

第九十二條 速達料ハ左ノ如シ

一 郵便區市内ニ宛テタルモノ

八 錢

郵便區市外ニ宛テタルモノ  
配達受持郵便局(配達郵便局ヲ特定シタルモノ)ニ付テハ當該郵便局)ヨリ陸路八キロメートル迄

三十 錢

二 陸路八キロメートルヲ超スルモノ  
陸路八キロメートル又ハ其ノ端數毎ニ

二十五 錢

前項第二號ノ料程ハ郵便局所ノ定ムル所ニ依ル

速達郵便物ノ配達ノ爲テ船舶料ヲ要シタルトキハ別ニ其ノ實費額ヲ受取人ヨリ徴收ス受取人之ヲ納付セザルトキハ差出人ヨリ徴收ス

第九十三條 速達郵便物差出人ハ速達郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「速達」ト記シテ之ヲ徴收ス受取人之ヲ納付セザルトキハ差出人ヨリ徴收ス

前項ノ場合ニ於テ速達料ニ不足アルトキハ其ノ不足額ハ受取人ヨリ之ヲ徴收ス受取人之ヲ納付セザルトキハ差出人ヨリ徴收ス

第九十四條 郵便物ノ差出人ハ速達ト爲ス第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ノ表面看易キ箇所ニ第九十五條ニ定ムル表示ノ外ニ「航空」ト朱記シ第九十二條第一項ニ定ムル料金を外左ノ料金を納付シ航空郵便線路ニ依ル運送ヲ請求スルコトヲ得

第九十五條 航空郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「航空」ト朱記シ第九十二條第一項ニ定ムル料金を外左ノ料金を納付シ航空郵便線路ニ依ル運送ヲ請求スルコトヲ得

扱フ爲シ不足料金ハ一般ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

二 「速達航空」ト記載シタル郵便物ニシテ其ノ納付シタル料金額ガ速達料ニ達スルモ速達航空料ニ達セザルモノハ「航空」ノ表示ヲ抹消シ速達郵便物トシテ之ヲ取扱フ此ノ場合ニ於テ既納料金額ト速達料金額トノ差額ガ普通通常郵便料ニ達セザルトキハ其ノ不足料金ハ一般ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

三 納付シタル料金額ガ速達料ニ達セザルモノハ「速達」又ハ「速達航空」ノ表示ヲ抹消シ速達郵便物ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第九十九條 郵便物ノ受取人ハ一定ノ期間ヲ限リ書留又ハ價格表記郵便物ノ速達ヲ配達郵便局ニ請求スルコトヲ得但シ事務上支障アルトキハ其ノ請求ニ應ゼザルコトアルベシ

前項ノ速達料ハ配達ノ際受取人之ヲ納付スベシ

第一項ノ請求ヲ爲シタル受取人ハ何時タリトモ其ノ請求ヲ取消スコトヲ得但シ既ニ配達ノ準備ヲ完了シタル郵便物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百條 速達郵便物ノ配達ノ際受取人不在其ノ他ノ事由ニ因リ配達スルコト能ハザルトキハ通常ノ方法ニ依リ之ヲ送達ス速達ト爲シタル代金引換郵便物ノ到着通知書配達ノ際亦同ジ

第九節 航空郵便  
第二百一條 内地ト朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間ニ發着スル郵便物ハ之ヲ航空郵便ト爲スコトヲ得

第二百二條 航空郵便物ハ別ニ告示スル航空郵便線路ニ依リ之ヲ送達ス但シ航空郵便線路ニ依ルトキハ運送スト認ムル場合ハ之ニ依ラザルコトアルベシ

改正郵便規則及外國郵便規則

第三種乃至第五種郵便物 重量六十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 十 錢

二 小包郵便物 重量一キログラム迄 九十 錢  
重量一キログラムヲ超スル五百グラム又ハ其ノ端數毎ニ 五十 錢

前項ノ請求ヲ爲シタル速達郵便物ト雖モ航空郵便線路ニ依ルトキハ運送スト認ムル場合ハ之ニ依ラザルコトアルベシ  
第九十五條 速達郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「速達」(差出人ニ於テ配達郵便局ヲ特定セントスルトキハ「何局速達」)ト朱記スベシ

第九十六條 速達郵便物ノ差出人ハ郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「時間外配達」ト朱記シ配達郵便局ニ午前零時ヨリ午前六時(十一月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ハ午前七時)迄ノ間ニ到着スベキ速達郵便物ノ時間外配達ヲ請求スルコトヲ得

第九十七條 速達郵便物ノ差出人ハ郵便物ノ表面看易キ箇所ニ「要返信」ト朱記シ返信ヲ受クル爲當該郵便物配達ノ際受取人ノ居所ニ於テ受取人ノ差出スベキ速達郵便物書留及價格表記通常郵便物並ニ小包郵便物ヲ除ク)ノ引受方ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル郵便物ノ受取人ハ配達ヲ受ケタル時ヨリ十分以内ニ其ノ配達人ニ返信郵便物ノ引受ヲ請求スルコトヲ得

第九十八條 郵便物ニ差入レタル「速達」又ハ「速達航空」ト記載シタル郵便物ニシテ料金ヲ完納セザルモノハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ取扱フ  
一 「速達」又ハ「航空速達」ト記載シタル郵便物ニシテ其ノ納付シタル料金額ガ速達料又ハ速達航空料ニ達スルモノハ各其ノ取

航空郵便物ニシテ郵便區市内ニ宛テタルモノハ速達郵便物ノ例ニ依リ之ヲ配達ス

航空郵便ト爲シタル代金引換郵便物及關稅又ハ内國稅ヲ課セラレタル小包郵便物ニシテ郵便區市内ニ宛テタルモノニ付テハ其ノ到着通知書ヲ前項ノ方法ニ依リ配達ス

第二百三條 航空料ハ左ノ如シ

一 内地ト朝鮮、臺灣及關東州相互間

印刷書狀ニ非ザル第一種 重量二十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 三十 錢

通常郵便物 第二種 往復葉書 往信又ハ返封葉書 信ノ際各 十五 錢  
第三種乃至第五種 重量六十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 三十 錢

小包郵便物 重量一キログラムヲ超スル五百グラム又ハ其ノ端數毎ニ 一 圓

二 内地ト樺太及南洋群島相互間 重量一キログラム迄 二 圓  
重量一キログラムヲ超スル五百グラム又ハ其ノ端數毎ニ 一 圓

通常郵便物 印刷書狀ニ非ザル第一種及第二種 往復葉書ニ在リテハ往信又ハ返信ノ際各 八 錢  
第三種乃至第五種 重量六十グラムヲ超スル六十グラム又ハ其ノ端數毎ニ 十 錢



小包郵便物 重量一キログラム迄 一圓  
重量一キログラムヲ超ユル五百グラム迄 五十錢  
重量一キログラムヲ超ユル五百グラム迄ハ其ノ端數毎ニ

第二百四條 航空郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「航空」ト朱記スベシ

第二百五條 郵便函ニ差入レタル「航空」ト記載シアル郵便物ニシテ料金ヲ完納セザルモノハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ取扱フ

一、納付シタル料金額ガ航空料ニ達スルモノハ航空郵便ノ取扱ヲ爲シ不足料金ハ一般ノ例ニ依リ之ヲ徴收ス

二、納付シタル料金額ガ航空料ニ達セザルモノハ「航空」ノ表示ヲ抹消シ航空郵便物ニ非ザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第二百六條 第二百條ノ規定ハ航空郵便物ニ之ヲ準用ス

第十節 別配

第二百七條 内地ト朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間ニ發著スル郵便物ニシテ書留又ハ價格表記ト爲スモノハ之ヲ別配達ト爲スコトヲ得

第二百八條 別配達郵便物ハ配達郵便局ニ到着後直ニ特使ヲ以テ之ヲ配達ス

別配達ト爲シタル代金引換郵便物及關稅又ハ内國稅ヲ課セラレタル小包郵便物ニ付テハ其ノ到着通知書ヲ前項ノ方法ニ依リ配達ス

第二百九條 別配達料ハ左ノ如シ

陸路八キログラムトル迄 三十錢

陸路八キログラムトルヲ超ユル四キログラムトル又ハ其ノ端數毎ニ 二十五錢

前項ノ料程ハ郵便局所ノ定ムル所ニ依ル

別配達郵便物ノ配達ノ爲ニ船料ヲ要シタルトキハ別ニ其ノ實費額ヲ受取人ヨリ徴收ス受取人ノ納付セザルトキハ差出人ヨリ徴收ス

第二百十條 別配達郵便物ニハ其ノ表面看易キ箇所ニ「別配達」(差出人ニ於テ配達郵便局ヲ特定セントスルトキハ「何局別配達」)ト朱記スベシ

第二百十一條 第九十三條、第九十九條及第二百條ノ規定ハ別配達郵便物ニ之ヲ準用ス

第十一節 年賀特別郵便

第二百十二條 左ノ年賀郵便物ニシテ十二月二十日ヨリ十二月二十九日迄ニ差出スモノハ之ヲ年賀特別郵便ト爲スコトヲ得

一、封緘シタル書狀

二、通常葉書

年賀特別郵便物ハ之ヲ他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ズ

第二百十三條 年賀特別郵便物ニハ翌年一月一日附ノ通信日附印ヲ押捺シ翌年一月一日ノ最先便ヨリ之ヲ配達ス

第二百十四條 年賀特別郵便物ハ適當ノ箇數毎ニ一束ト爲シ之ニ「年賀郵便」ト記載シタル附箋ヲ添ヘ之ヲ差出スベシ

第十二節 訴訟、審判及審査書類郵便

第二百十五條 民事訴訟法、破産法、和議法、刑事訴訟法、陸軍軍法會議法、海軍軍法會議法、行政裁判法、海員懲戒法、特許法、實用新案法、意匠法又ハ商標法ノ規定ニ依リ訴訟、審判及審査ニ關スル書類ヲ郵便ニ依リ送達セントスルトキハ本節ノ規定ニ依ル特別ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得

第二百十六條 訴訟、審判及審査書類郵便物ハ之ヲ書留通常郵便物トシテ差出スベシ

トシテ差出スベシ

前項ノ郵便物ニハ其ノ裏面ニ送達上必要ナル事項ヲ記載シタル郵便送達報告書用紙ヲ貼附スベシ

第二百十七條 訴訟審判及審査書類郵便物ノ特別取扱料ハ五錢トス

第二百十八條 訴訟書類郵便物ニハ「訴訟書類」、審判書類郵便物ニハ「審判書類」、審査書類郵便物ニハ「審査書類」ト其ノ表面看易キ箇所ニ記載スベシ

第二百十九條 訴訟、審判及審査書類郵便物ノ送達ヲ爲シタルトキハ差出人ニ郵便送達報告書ヲ書留通常郵便ニ依リ送付ス

第二百二十條 特許法、實用新案法、意匠法又ハ商標法ノ規定ニ依ル審判又ハ審査書類郵便物ハ民事訴訟法第六十九條及第七十條ノ規定ニ依リ之ヲ送達ス

第五章 損害賠償

第二百二十一條 書留及價格表記郵便物ノ配達、交付又ハ還付ノ際受取人又ハ差出人郵便物ニ損害アリト認め其ノ受取ヲ拒マントスルトキハ其ノ事由ヲ申立ツベシ郵便局所ハ前項ノ郵便物ニシテ郵便法第三十四條ノ規定ニ該當スト認めルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ郵便物ヲ申立人ニ交付ス當該郵便物ニシテ同條ノ規定ニ該當スト認めルトキハ申立ノ日ヨリ七日内ニ申立人ノ出頭ヲ求メ其ノ立會ノ下ニ之ヲ開披シテ損害ノ有無ヲ検査ス

前項後段ノ規定ニ依リ郵便物ヲ開披シテ損害ノ有無ヲ検査シタル場合ニ於テ郵便局所ガ損害ナシト認めルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ郵便物ヲ申立人ニ交付シ損害アリト認めルトキハ申立人ニ於テ其ノ郵便物ノ任意受取ヲ申立ル場合ヲ除ク外損害調書ヲ作成シ損害賠償ノ請求權ヲ有スル差出人又ハ受取人ニ之ヲ

交付ス

第二百二十二條 前條第二項後段ノ場合ニ於テ申立人規定ノ期間内ニ出頭セズ又ハ立會ヲ爲サザルトキ申立人受取人ナルトキハ郵便物ハ直ニ差出人ニ之ヲ還付シ申立人差出人ナルトキハ還付スルコト能ハザル郵便物トシテ之ヲ取扱フ

第二百二十三條 郵便法第三十三條ノ規定ニ依ル損害賠償ヲ請求セントスルトキハ差出人郵便局所ヲ管轄スル逓信局ニ郵便物ノ種別、在中品ノ名稱、數量、價格、請求金額及請求事由其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル請求書ヲ提出スベシ此ノ場合ニ於テ第二百二十一條第三項ノ規定ニ依リ交付セラレタル損害調書アルトキハ之ヲ添附スベシ

第二百二十四條 損害賠償ノ請求アリタルトキハ逓信局長ハ請求ノ當否及金額ヲ審査シ其ノ決定ヲ請求人ニ通知ス

第二百二十五條 郵便法第三十三條ノ規定ニ依ル損害賠償ノ金額ハ左ノ如シ

- 一 書留郵便物ヲ亡失シタルトキ 十圓
- 二 書留小包郵便物ヲ毀損シタルトキ 十圓但シ實損額ガ十圓未滿ナルトキハ其ノ實損額
- 三 價格表記郵便物
  - 全部亡失ノトキ 表記金額ノ全額
  - 一部亡失又ハ毀損ノトキ 其ノ表記金額ト殘存價格トノ差額
- 四 集金郵便ノ證券ヲ亡失シ又ハ其ノ効力ヲ失ハシメタルトキ 取立金額
- 五 集金郵便ノ證券又ハ代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サズシテ之ヲ交付シタルトキ 取立金額又ハ引換金額



第二百二十六條 郵便物ノ毀損ニ付損害賠償ノ請求ヲ爲シタル者其ノ請求ヲ取消シタルトキハ郵便官署ハ直ニ當該郵便物ヲ請求人ニ交付ス

附則 及附錄樣式省略

外國郵便規則 (昭和十三年五月一日現行)

第一章 郵便物

第一節 總則

第一條 郵便ニ關スル條約ニ依リ外國(關東州ヲ除ク以下做之)ニ宛テ又ハ外國ヨリ發スル郵便物ハ之ヲ外國郵便物ト總稱ス郵便局所ニ於ケル外國郵便事務取扱ノ範圍及外國郵便窓口取扱時間ハ之ヲ告示ス

第二條 左記ノ物品ヲ外國郵便禁制品トス

- 一、內國郵便禁制品
- 二、阿片、「モルヒネ」、「コカイン」其ノ他ノ麻酔劑(價格表記箱物及小包郵便ニ依ル場合ヲ除ク)

第三條 法令ニ依リ輸入又ハ輸出ヲ禁シタル物品ヲ外國郵便ニ依リ輸入又ハ輸出セントスルトキハ郵便物トシテ之ヲ取扱ハス

第四條 外國郵便物ノ寸尺、容積又ハ重量ノ制限ヲ超過シ其ノ他成規ニ違反シタル郵便物ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ差出人ニ還付ス此ノ場合ニ於テハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外何等郵便料ヲ追徴セス

第五條 外國來價格表記箱物又ハ小包郵便物ニシテ現實的且對人的通信ノ性質ヲ有スル一通ノ書狀、文書又ハ書類ヲ包有スルモノハ該書狀、文書又ハ書類ニ付料金不納通常郵便物ノ例ニ依リ料金ヲ

金

八、特ニ條約ニ規定スル場合ニ於ケル料金

前項ノ料金ハ通貨ヲ以テ納付シタルモノハ通貨、郵便切手ヲ以テ納付シタルモノハ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

第九條 前條ノ規定ニ依ル料金還付ノ場合ハ左ノ期間内ニ其ノ料金ヲ納付シタル郵便官署ニ之ヲ爲スヘシ

- 一、前條第一號乃至第四號及第八號ノ料金ニ付テハ料金納付ノ日ヨリ起算シ六月
- 二、前條第五號及第六號ノ料金ニ付テハ通信省ヨリ損害賠償決定ノ旨通知ノ日ヨリ起算シ又第七號ノ料金ニ付テハ郵便物還付ノ日ヨリ起算シ三十日

第十條 料金納付用ノ郵便切手ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ郵便物ニ貼付スルコトヲ要ス

第十一條 外國郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用キタル郵便切手及郵便葉書ノ料額印面ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外郵便官署ニ於テ日附印ヲ以テ之ヲ消印ス

第十二條 返信切手券ノ賣價ハ本邦ト滿洲國トノ關係ニ於テ使用スルモノニ在リテハ一枚ニ付五錢、其ノ他ノモノニ在リテハ一枚ニ付三十五錢

返信切手券ニハ賣割ノ際日附印ヲ押捺ス

返信切手券ノ引換請求ノ際該切手券ト其ノ引換ニ依リテ料金ヲ納付スヘキ通常郵便物ト同時ニ差出スコトヲ郵便局所ヨリ要求アリタル場合引換請求者ニ於テ之ヲ要求ニ應ゼザルトキハ右切手券

改正郵便規則及外國郵便規則

改正郵便規則及外國郵便規則

徵收シ名宛人ニ之ヲ交付ス但シ該書狀、文書又ハ書類ガ相當料金完納ノモノナルトキハ料金ノ徵收ヲ要セス

第六條 郵便ニ關スル條約ニ依リ郵送ヲ許サザル物品ニシテ外國ニ於テ定ムルモノハ之ヲ告示ス

第六條ノ二 滿洲國(關東州ヲ除ク以下做之)宛無料郵便物ニ付テハ郵便規則第十二條及第十三條ノ規定ヲ準用ス

第七條 外國郵便ニ關スル料金ノ未納又ハ不足カ郵便官署ノ過失ニ因リタルトキハ其ノ不納額ハ之ヲ徵收セス

第八條 郵便官署ニ於テ徵收シタル外國郵便ニ關スル料金ニシテ左ニ記載スルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リテ之ヲ還付ス

- 一、郵便官署ノ過失ニ因リ徵收シタル料金
- 二、特殊取扱ノ請求アリタル郵便物ニ付郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシ場合ニ於ケル當該特殊取扱ノ料金
- 三、名宛變更若ハ取戻、代金引換ノ取消若ハ代金引換金額ノ引下又ハ集金郵便ノ取消ノ請求アリタル場合ニ於テ郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サザリシトキノ當該請求料金
- 四、差出後到達證又ハ配達證明ノ請求アリタル郵便物ニ付郵便局所ノ過失ニ因リ配達又ハ交付未了ナルコト判明シタル場合ニ於ケル當該到達證又ハ配達證明ノ料金
- 五、郵便物ノ亡失又ハ全部ノ盜取若ハ毀損ニ因リ損害賠償ヲ爲スヘキ場合ニ於ケル郵便物ニ關スル料金但シ價格表記料ヲ除ク
- 六、集金郵便ノ證券ヲ亡失シ若ハ其ノ効力ヲ失ハシメ又ハ集金郵便ノ證券若ハ代金引換郵便物ノ取立金ノ取立ヲ爲サシテ之ヲ交付シタルニ因リ損害賠償ヲ爲スヘキ場合ニ於ケル料金
- 七、業務ノ非常停止ニ因リ還付スルニ至リタル郵便物ニ關スル料

ノ引換ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第十二條ノ二 政府ノ發行スル萬國郵便聯合葉書及萬國郵便聯合往復葉書ノ樣式ハ之ヲ告示ス

第十三條 外國宛郵便物ノ名宛ハ名宛國ニ於テ一般ニ通用スル語ヲ以テ明瞭ニ記載スヘシ

第十四條 外國來郵便物ニ爆發性、發火性又ハ危險性ノ物品ヲ包有スルコトヲ發見シタルトキハ當該郵便局ニ於テ其ノ物品ヲ毀棄スルコトヲ得

第十五條 外國郵便物ニシテ「セルロイド」及其ノ製品ヲ包有スルモノノ包裝ニ付テハ郵便規則第二十條ノ規定ヲ準用ス

包裝方ニ付外國ニ於テ特別ノ條件ヲ必要トスル場合ハ前項ニ依ルノ外別ニ告示スル所ニ依ルヘシ

第二節 通常郵便物

第十六條 滿洲國宛通常郵便物ノ料金左ノ如シ

一、書狀	書狀	重量二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	四錢
二、郵便葉書	郵便規則第二十條ノ條件ヲ具備スル印刷書狀	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	三錢
	復葉書	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	四錢
	往復葉書	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	四錢
	封緘葉書	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	四錢
	郵便規則第五十條ノ條件ヲ具備スル新聞紙通	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	五厘
	信及官報	重量百二十グラム每又ハ其ノ端數每ニ	五厘



第三種郵便物 シテ認可ヲ受ケタル定期刊行物	重量六十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘	
書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、畫、圖	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢	
郵便規則第八十條ノ條件ヲ具備スル印刷物	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	一錢五厘	
盲人用點字ノ書籍、印刷物、業務用書類	重量六百グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘	
商品ノ見本及標本、博物學上ノ標本	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢	
農産物種子	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	一錢	
第十六條ノ二 中華民國宛通常郵便物ノ料金を左ノ如シ			
一書 狀	郵便規則第二十條ノ條件ヲ具備スル印刷書狀	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢
二郵便葉書 往復葉書	郵便規則第五十條ノ條件ヲ具備スル新聞紙、通信及官報	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘

第三種郵便物 シテ認可ヲ受ケタル定期刊行物	重量六十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘	
書籍、印刷物、寫眞、畫、圖	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢	
郵便規則第八十條ノ條件ヲ具備スル印刷物	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	一錢五厘	
盲人用點字ノ書籍、印刷物	重量六百グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘	
業務用書類	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢	
盲人用點字ノ業務用書類	重量六百グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘	
商品ノ見本及標本、博物學上ノ標本	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	三錢	
農産物種子	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	一錢	
第十六條ノ四 滿洲國宛特殊取扱通常郵便物ノ料金を左ノ前納スヘシ但シ別ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス			
一書 狀	郵便規則第二十條ノ條件ヲ具備スル印刷書狀	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	四錢
二郵便葉書 往復葉書	郵便規則第五十條ノ條件ヲ具備スル新聞紙、通信及官報	重量百二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	五厘

第十六條ノ三 外國（滿洲國及中華民國ヲ除ク）宛通常郵便物ノ料金を左ノ如シ

一書 狀	重量二十グラム迄	二十錢
二郵便葉書 往復葉書	重量五十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	十錢
三印刷物 盲人用點字ノ印刷物	重量一キログラム毎又ハ其ノ端數毎ニ	四錢
四業務用書類	重量二百五十グラム迄	二十錢
五商品 見本	重量百グラム迄	八錢
六小形包装物	重量二百五十グラム迄	四十錢

七 價格表記書狀  
重量二十グラム迄三十六錢  
二十グラムヲ超過スル二十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ 十二錢  
重量二百五十グラム迄 十六錢  
重量二百五十グラムヲ超過スル五十グラム毎又ハ其ノ端數毎ニ 二十錢

八 價格表記箱物  
第十六條ノ四 滿洲國宛特殊取扱通常郵便物ノ料金を左ノ前納スヘシ但シ別ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス  
第十七條 中華民國宛通常郵便物ノ寸尺及重量ノ制限ハ聯合ノ條約及約定ノ規定ニ依ル  
第十八條 外國發本邦宛通常郵便物ノ料金及其ノ佛貨ニ於ケル相場額ハ之ヲ告示ス  
第十九條 書狀トハ現實的且對人的通信ヲ記載シタル文書ニシテ郵便葉書ニ依ラサルモノヲ云フ  
第十六條乃至第十六條ノ三ノ各號ニ該當セサル物品及該當スルモ封緘シタルモノハ書狀ト同一ノ取扱ヲ爲ス  
第十九條ノ二 名宛人又ハ名宛人ト住居ヲ共ニスル人以外ノ人ニ宛テタル現實的且對人的通信ノ性質ヲ有スル書類ヲ包有スル書狀ハ單ニ一通ノ書狀ト看做シ之ヲ取扱フ  
前項ノ取扱ト異ナル取扱ヲ爲ス名宛國ハ之ヲ告示ス  
第十九條ノ三 關稅ヲ課セラルヘキ物品ハ書狀及商品見本トシテ之ヲ本邦ニ輸入スルコトヲ許サス但シ萬國郵便條約第三十九條第三節ニ規定スル郵便物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス



關稅ヲ課セラルヘキ物品ヲ書狀及商品見本トシテ輸入スルコトヲ  
 許ス名宛國ハ之ヲ告示ス  
 第二十条 滿洲國以外ノ外國ニ宛テ封緘書ヲ差出ストキハ書狀ト  
 シテ之ヲ取扱フ此ノ場合ニ於テ封緘書ノ料額ハ有效トス  
 第二十一条 削 除  
 第二十二条 郵便葉書ニシテ其ノ料額印面ノ汚斑シタルモノハ未納  
 ノモノトシテ之ヲ取扱フ  
 第二十三条 筆頭又ハ「タイプライター」ニテ書寫シタル原紙  
 ノ機械的方法ニ依ル同一ノ複寫物ヲ包有スル郵便物ハ二十箇以上  
 ヲ同時ニ同一郵便局所ニ差出ス場合ニ限り印刷物トシテ之ヲ取扱  
 フ  
 第二十四条 小形包裝物ノ業務ヲ施行スル國及外國宛小形包裝  
 物ノ遞送線路ハ之ヲ告示ス  
 第二十五条 軍艦閉塞ヲ交換スル郵便局及帝國ノ艦隊又ハ軍艦ハ遞  
 信大臣之ヲ指定ス  
 第二十六条 軍艦閉塞ニ納ムル郵便物ハ特殊取扱ト爲ササル料金完  
 納ノ通常郵便物ニ限ル此ノ郵便物ニハ名宛面ニ「軍艦郵便」ノ文  
 字ヲ記載スヘシ  
 前項ノ郵便物ニハ料金其ノ他ニ關シ内國郵便ノ規定ヲ準用ス  
 第三節 小包郵便物  
 第二十五条 外國小包郵便物ノ名宛國、遞送線路料金ハ之ヲ告示ス  
 第二十六条 聯合ノ約定ニ依ル小包郵便物ハ一キログラム迄ノモノ  
 一キログラムヲ超過シ五キログラム迄ノモノ及五キログラムヲ超  
 過シ十キログラム迄ノモノニ限リ之ヲ取扱フ  
 前項ノ小包郵便物ハ一面ノ寸尺一メートル二五ヲ限トシ其ノ容積

ハ一キログラム迄ノモノ及一キログラムヲ超過シ五キログラム迄  
 ノモノニ付テハ六十立方デシメートル又五キログラムヲ超過シ十  
 キログラム迄ノモノニ付テハ八十立方デシメートルヲ超過スルコ  
 トヲ得ス  
 第二十七条 生キタル動物ハ之ヲ滿洲國トノ條約、聯合ノ約定文ハ  
 中華民國若ハ「ソウイェト」社會主義共和國聯邦トノ約定ニ依ル  
 小包郵便ト爲スコトヲ得ス但シ蜜蜂、水蛭及蠶ハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十八条 聯合ノ約定ニ依ル取扱困難ノ小包及速達小包郵便物ハ  
 之ヲ取扱ハス  
 第二十九条 滿洲國宛小包郵便物ニハ其ノ名宛面ニ「小包」ナ  
 ル文字ヲ記載シ且其ノ送票ニ包有品ノ品名、數量及價格ヲ明細ニ  
 記載スヘシ  
 第三十条 滿洲國以外ノ外國宛小包郵便物ニハ其ノ名宛面ニ「小  
 包」ナル文字及第二十五条ニ依ル遞送線路ヲ記載スヘシ此ノ遞送  
 線路ハ送狀アルモノニ在リテハ其ノ相當欄ニモ亦之ヲ記入スヘシ  
 第三十一条 聯合ノ約定ニ依リ同約定加入國（中華民國ヲ除ク以下做  
 之）又ハ「アラウイト」國ニ宛テ差出ス小包郵便物及「メキシコ」  
 國トノ條約又ハ中華民國、「ソウイェト」社會主義共和國聯邦、海  
 峽植民地若ハ「カナダ」トノ約定ニ依リ「メキシコ」國、中華民  
 國、「ソウイェト」社會主義共和國聯邦、海峽植民地又ハ「カナダ」  
 ニ宛テ差出ス小包郵便物ノ差出人ハ送狀ノ通知券ニ其ノ小包郵便  
 物ニ關スル通信文ヲ記載スルコトヲ得  
 第二章 特殊取扱  
 第一節 總 則  
 第三十一条 滿洲國宛郵便物ノ特殊取扱ニ付一箇毎ニ要スル料金左

ノ如シ	一 書 留 料	十 錢
	二 配達證明料	四 錢
	三 航 空 料	別ニ告示ス
	四 別 配 達 料	三十 錢
	五 引受時刻證明料	五 錢
	六 内容證明料	五 錢
	七 代金引換料	五 錢
	八 價格表記料	十五 錢
	九 課金別納料	十 錢

一 書 留 料  
 郵便物差出ノ際請求ノ場合  
 別ニ告示ス  
 十 錢  
 二 配達證明料  
 郵便物差出後請求ノ場合  
 別ニ告示ス  
 四 錢  
 三 航 空 料  
 別ニ告示ス  
 三十 錢  
 四 別 配 達 料  
 別ニ告示ス  
 五 錢  
 五 引受時刻證明料  
 別ニ告示ス  
 五 錢  
 六 内容證明料  
 上ナルトキハ一枚ナルトキハ十錢紙數二枚以  
 増ス毎ニ四錢ヲ加フ  
 同文内容證明郵便物ニ付テハ一箇ハ前記料  
 金其ノ他ハ前記料金ノ半額トス  
 七 代金引換料  
 別ニ告示ス  
 五 錢  
 八 價格表記料  
 表記金額二十  
 圓迄  
 百二十圓迄  
 百二十圓ヲ超  
 過スル百二十  
 圓毎又ハ其ノ  
 端數毎ニ  
 十 錢  
 九 課金別納料  
 小包郵便物差出  
 後請求ノ場合ニ  
 限ル  
 前名宛國ニ差立  
 後名宛國ニ差立  
 書留書狀  
 第一通分  
 ノ料金ニ  
 相當スル  
 金額  
 十 錢

一 書 留 料	通常郵便物	十 錢
	中華民國宛ノ	十 錢
	其ノ他ノ外國	十六 錢
	小包郵便物	十 錢
	中華民國宛ノ	四 錢
	其ノ他ノ外國	八 錢
二 配達證明料	通常郵便物	十 錢
	中華民國宛ノ	十 錢
	其ノ他ノ外國	二十 錢
	小包郵便物	五 錢
	中華民國宛ノ	五 錢
	其ノ他ノ外國	二十 錢
三 航 空 料	通常郵便物	三十 錢
	中華民國宛ノ	三十 錢
	其ノ他ノ外國	四十 錢
	小包郵便物	二十 錢
	中華民國宛ノ	二十 錢
	其ノ他ノ外國	四十 錢
四 別 配 達 料	通常郵便物	八十 錢
	中華民國宛ノ	八十 錢
	其ノ他ノ外國	五十 錢
	小包郵便物	五十 錢
	中華民國宛ノ	五十 錢
	其ノ他ノ外國	五十 錢



五 代金引換料

中華民國宛通常郵便物 八錢  
 及代金引換金額二圓每又  
 ハ其ノ端數每二一錢

其ノ他 二十錢  
 及代金引換金額又ハ其ノ  
 換算額二圓每若ハ其ノ端  
 數每二一錢

六 價格表記料

通常郵便物 十錢  
 其ノ他ノ外國宛ノモハ表  
 記金額三百ハ其ノ端數每  
 二十錢

七 價格表記小包郵便物發送料

別ニ告示ス 十錢  
 外國ニ差立前 十錢  
 書留書狀ノ料金ニ  
 相當スル金額

八 課金別納料

小包郵便物差出後請求ノ場合ニ 外國ニ差立後 外國ニ差立後

前項ノ代金引換料ニ關シ外國貨幣ヲ以テ表示シタル代金引換金額ヲ換算スルトキハ當日ノ外國郵便爲替ノ到著ニ適用スヘキ外國貨幣換算割合ニ依ル

第三十二條 左記ノ郵便物ニ付テハ差出人ニ於テ各其ノ下記ノ指定ヲ名宛面ニ記載スヘシ送狀アル小包郵便物ニ在リテハ送狀ニモ亦之ヲ記入スヘシ

- 一 書留郵便物
- 二 到達證明郵便物
- 三 航空郵便物
- 四 別配達郵便物
- 五 引受時刻證明郵便物
- 六 代金引換郵便物
- 七 價格表記郵便物
- 八 課金別納郵便物
- 九 關稅課セラルヘキ物品ヲ包有ル通常郵便物
- 十 差出人航空郵便物ニ付航空路ノ一部ノミノ航空送達ヲ請求スルトキハ郵便物ノ名宛面ニ航空送達ヲ爲スヘキ區間ヲ記載スヘシ
- 滿洲國及中華民國宛代金引換郵便物ノ名宛面ニハ前二項ノ指定ノ外赤色ノ横線二條ヲ畫スヘシ
- 滿洲國宛代金引換郵便物ニ付差出人其ノ郵便振替口座ニ取立金ノ振替拂込ヲ請求スルトキハ尙横線一條ヲ加ヘ一何番口座拂込ト記載スヘシ

第二節 到達證明及踪跡取調

第三十三條 到達證明請求アル外國來郵便物ニ付テハ名宛人ニ於テ到達證明受領證明ヲ爲スヘシ己ムコトヲ得サル事由ニ因リ名宛人ノ受領證明ヲ求ムルコト能ハサルトキハ配達郵便局其ノ配達ヲ證明ス

第三十三條ノ二 配達證明郵便物ニ付テハ郵便規則第五百一十一條、第五百五十二條及第五百五十五條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條

本邦發滿洲國以外ノ外國宛郵便物ノ差出人又ハ名宛人ハ郵便物差出後一年內ニ限リ其ノ踪跡取調ヲ引受郵便局所ニ請求スルコトヲ得

滿洲國以外ノ外國發本邦宛郵便物又ハ外國相互間發著郵便物(小包郵便物ニ付テハ聯合ノ約定加入國、滿洲國、中華民國及一ソグイエト)社會主義共和國聯邦發ノモノニ限ル)ニ對スル踪跡取調ノ請求ハ郵便物差出後一年內ニ關係取調請求書カ郵便物ノ差出郵政廳ニ到著スル見込アル場合ニ限リ差出人又ハ名宛人ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ該郵便物ニ付引受ノ證明シテ受領證明ヲ交付セラレタルモノナルトキハ其ノ受領證明提出スヘシ

第三十五條 郵便物ノ踪跡取調ニ付郵便物一箇毎ニ要スル料金左ノ如シ但シ到達證明請求アリタルモノニ付テハ何等ノ料金を徵收セ

通常郵便物

本邦ト中華民國トノ間ニ發著スルモノ 八錢  
 其ノ他ノモノ 二十錢

小包郵便物

本邦ト中華民國トノ間ニ發著スルモノ 八錢  
 聯合ノ約定及一ソグイエト)社會主義共和國聯邦、海峽殖民地又ハ香港トノ約定ニ依ルモノ 二十錢  
 其ノ他ノ條約及約定ニ依ルモノ(米國及一ソグイエト) 十錢  
 其ノ他ノ條約及約定ニ依ルモノ(米國及一ソグイエト)ヲ除ク)

第三十五條ノ二 書留若ハ價格表記通常郵便物(本邦ト滿洲國トノ間ニ發著スルモノヲ除ク)又ハ聯合ノ約定加入國中華民國及一ソグイエト)社會主義共和國聯邦發著小包郵便物ノ差出人又ハ名宛人ハ第三十四條ノ期間經過後ニ於テ該郵便物ニ關スル單ナル通報ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ之ニ關スル照會カ郵便物差出後二年ノ內ニ關係郵政廳ニ到著スル見込アル期間內ニ限リ之ヲ受理ス

本條ノ請求ニ關スル手續及料金は付テハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條ノ三 代金引換小包郵便物ニ對スル代金引換爲替ノ取調請求ニ付テハ小包郵便物ノ踪跡取調ニ關スル前二條ノ規定ヲ準用ス

第二節ノ二 航空郵便

第三十五條ノ四 外國ノ航空郵便業務ニ依ル外國宛航空郵便物ノ名宛國及遞送線路ハ之ヲ告示ス

第三十五條ノ五 本邦發料金不足ノ航空通常郵便物ニシテ其ノ既納料金額力成規ノ航空料ニ達セサルモノニ付テハ航空取扱ヲ爲サス

第三十五條ノ六 外國小包郵便物ハ本邦及滿洲國間ニ發著スルモノヲ除クノ外航空郵便業務ニ依リ之ヲ遞送セス

第三十五條ノ七 書留又ハ價格表記ト爲サザル航空通常郵便物ハ之ヲ郵便函ニ差入ルコトヲ得

第三十五條ノ八 航空郵便物ト雖モ航空郵便業務ニ依ルトキハ遞達スト認ムル場合ハ之ニ依ラサルコトアルヘシ

第三十五條ノ九 外國來航空郵便物ニシテ郵便區市内ニ宛テタルモノハ內國遠達郵便ノ例ニ依リ之ヲ配達ス但シ重量二キログラムヲ超過スル郵便物(滿洲國來書狀ヲ除ク)ハ通常ノ方法ニ依リ之ヲ配達ス

代金引換又ハ稅付ノ外國來航空郵便物ニシテ郵便區市内ニ宛テタルモノニ付テハ其ノ到著通知書ヲ前項ノ方法ニ依リ配達ス

第三十五條ノ十 內國遠達郵便ノ例ニ依リ配達セララル航空郵便物又ハ到著通知書配達ノ際名宛人不在其ノ他ノ事由ニ因リ配達スル



改正郵便規則及外國郵便規則

コト能ハサルトキハ通常ノ方法ニ依リ之ヲ配達ス

第四節 引受時刻證明及内容證明

第三節 別配

第四十條 引受時刻證明郵便物ニ付テハ郵便規則百四十七條及第百

第三十六條 別配郵便物ノ名宛國ハ之ヲ告示ス

四十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十七條 代金引換又ハ稅付ノ外國來別配郵便物ニ付テハ特使

第四十一條 内容證明郵便物ニ付テハ郵便規則百五十六條乃至百

ヲ以テ其ノ到着通知書ヲ配達ス

五十八條及第百六十條乃至第百六十七條ノ規定ヲ準用ス

第三十八條 別配郵便物配達ノ際名宛人不在其ノ他ノ事由ニ因リ

第四十二條 削除

配達スルコト能ハサルトキハ通常ノ方法ニ依リ之ヲ配達ス別配達

第四十三條 代金引換郵便物ノ名宛國、代金引換金額ノ制限及表示

ト爲シタル代金引換又ハ稅付ノ郵便物ノ到着通知書配達ノ際亦同

貨幣並代金引換ノ取消又ハ代金引換金額ノ引下ニ關スル請求書ヲ

第三十九條 外國來別配郵便物ニ付テハ郵便物一箇毎ニ左ノ補充

宛ツヘキ外國官署ハ之ヲ告示ス

料ヲ名宛人ヨリ徵收ス但シ滿洲國來軍事郵便物ニ付テハ此ノ限ニ

第四十四條及第四十五條削除

在ラス

第四十六條 外國宛代金引換郵便物ノ代金引換金額ニシテ帝國貨幣

一 通常郵便物

配達郵便局ヨリ陸上八キロメートルノ超過スル四キロメートル毎又ハ其ノ船數毎ニ

第四十七條 外國來代金引換郵便物ニシテ外國貨幣ヲ以テ代金引換

二 小包郵便物

英國發ノモノハ其ノ船數毎ニハ別ニ船料ノ實費額

金額ヲ表示シタルモノニ付テハ通信大臣ノ指定スル郵便局ニ於テ

一 通常郵便物

船數ニ依ル場合ハ別ニ船料ノ實費額

郵便物到着日ノ外國郵便爲替ノ振出ニ適用スヘキ外國貨幣換算割

二 小包郵便物

英國發ノモノハ其ノ船數毎ニハ別ニ船料ノ實費額

合ニ依リ代金引換金額ヲ換算ス此ノ場合ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ

一 通常郵便物

船數ニ依ル場合ハ別ニ船料ノ實費額

生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

二 小包郵便物

英國發ノモノハ其ノ船數毎ニハ別ニ船料ノ實費額

第四十八條 外國來代金引換郵便物ハ配達郵便局ニ留置キ其ノ到着

一 通常郵便物

船數ニ依ル場合ハ別ニ船料ノ實費額

ヲ名宛人ニ通知シ代金引換ニ之ヲ交付ス

二 小包郵便物

英國發ノモノハ其ノ船數毎ニハ別ニ船料ノ實費額

前項ノ郵便物ノ留置期間ハ七日トス但シ稅付ノモノニ在リテハ稅

一 通常郵便物

船數ニ依ル場合ハ別ニ船料ノ實費額

金納付ノ期間ニ依ル

二 小包郵便物

英國發ノモノハ其ノ船數毎ニハ別ニ船料ノ實費額

第四十九條 削除

前項ノ場合ニ於テ配達料程ハ郵便局ノ定ムル所ニ依ル

第五十二條 價格表記郵便物ノ名宛國及表記金額ノ制限ハ之ヲ告示

第五十條 外國宛代金引換郵便物ノ代金引換ノ取消又ハ代金引換金

額ノ引下ニ關スル請求料左ノ如シ

一 外國ニ差立前ナルトキ

引受郵便局ニ於ケル郵便物發送前郵便物一箇毎ニ

(イ) 引受郵便局ニ於ケル郵便物發送前郵便物一箇毎ニ

五錢

(ロ) 引受郵便局ニ於ケル郵便物發送後郵便物一箇毎ニ

十錢

(ハ) 外國ニ差出後ナルトキ

八十五錢

(ニ) 滿洲國宛郵便物

郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(ロ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(イ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ロ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ハ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

(ニ) 滿洲國宛郵便物

前號(イ)ノ郵便ニ依ル請求

改正郵便規則及外國郵便規則

前項ノ請求ニシテ同一差出人ニ依リ同一名宛人ニ宛テ同一郵便局

ニ同時ニ差出サレタル數箇ノ郵便物ニ關スルモノニ付テハ單ニ一

箇分ノ料金ヲ徵收ス但シ外國ニ差立後ニ於テ爲ス滿洲國以外ノ外

國宛郵便物ニ關スル電信ニ依ル請求料金ハ當該郵便物全體ノ要綱

ヲ包有スル電報ノ料金實費額及書留書狀第一通分ノ料金ニ相當ス

ル金額トス

第五十一條 外國來代金引換通常郵便物ノ名宛人カ差出國ト代金引

換通常郵便物ノ交換ヲ爲ス他國ニ移轉シタルトキハ尙代金引換ト

シテ之ヲ轉送ス

第五十二條 價格表記郵便物ノ名宛國及表記金額ノ制限ハ之ヲ告示

ス

第五十三條 聯合ノ約定ニ依ル價格表記郵便物ノ表記金額制限左ノ

如シ

一 通常郵便物

一萬「フラン」

二 小包郵便物

三千「フラン」

第五十三條ノ二 滿洲國宛價格表記書狀ノ包裝ニ付テハ郵便規則第

百四十四條及第百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條ノ三 中華民國宛價格表記書狀ハ郵便規則第百四十四條

及第百四十五條ノ規定ニ依リ之ヲ包裝スルコトヲ得

第五十四條 聯合ノ約定ニ依ル價格表記郵便物及「ソウイェト」社

會主義共和國聯邦、英國、香港又ハ海峽殖民地トノ約定ニ依ル價

格表記小包郵便物ノ表記金額ヲ「フラン」ニ換算スルトキハ一圓

十錢ニ付「フラン」ノ割合ニ依ル

第七節 課金別納

第五十五條 別ニ告示スル國ニ宛ツル書留ノ書狀、印刷物、商品見

本若ハ小形包裝物及價格表記ノ書狀若ハ箱物並小包郵便物ニシテ

差出人名宛國ニ於テ賦課セラルヘキ郵便料以外ノ課金(以下單ニ

課金ト稱ス)ノ全部ヲ負擔セムトスルトキハ郵便物差出ノ際引受

郵便局ニ請求スルコトヲ得小包郵便物ニ付テハ差出後ト雖名宛人

ニ交付セラレサル間亦同シ

前項ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ引受郵便局ニ於テ指定スル保證金

ヲ納付スルコトヲ要ス但シ場合ニ依リ之ヲ免除シ又ハ別ニ保證人

連署ノ保證書ヲ差出サシムルコトアルヘシ



第五十六條 削除

第五十七條 名宛國ヨリ課金別納郵便物ニ對シ賦課シタル課金ヲ通知シ來リタルトキハ之ヲ差人ニ通知ス

前項ノ課金ニシテ外國貨幣ヲ以テ表示シタルモノニ付テハ通信大臣ノ指定スル郵便局ニ於テ同金額ヲ名宛國ヨリノ課金通知到達日ノ外國郵便爲替ノ振出ニ適用スベキ外國貨幣換算割合ニ依リ帝國貨幣ニ換算ス

此ノ場合ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第五十八條 差出人前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ通知書ノ日附ヨリ起算シ二十日以内ニ引受郵便局ニ就キ課金ノ清算ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テハ課金別納郵便物ニ對シ名宛國ニ於テ手数料ヲ徵收スルモノニ付テハ同時ニ之ヲ清算ス

前項ノ手数料ノ額ハ之ヲ告示ス

第五十九條 外國來課金別納郵便物ニ對シ關稅又ハ內國稅ヲ課セラレタルトキハ課稅額ト共ニ其ノ到着ヲ名宛人ニ通知ス名宛人課稅ニ關シ不服ナキトキハ通知書ノ日附ヨリ起算シ二十日以内ニ其ノ旨ヲ記載セル書面ヲ當該郵便局ニ差出シ郵便物ノ交付ヲ受クヘシ名宛人課稅ニ不服アルトキハ第八十六條第二項ノ規定ヲ準用ス外國來課金別納郵便物ニ對スル手数料ハ十錢トス

第七節ノ二年 賀 郵 便

第五十九條ノ二 削除

第五十九條ノ三 滿洲國及中華民國宛年賀郵便物ハ之ヲ年賀特別郵便ト爲スコトヲ得

前項ノ郵便物ニ付テハ郵便規則第二百十二條乃至第二百十四條ノ規定ヲ準用ス

第七節ノ三 集 金 郵 便

第五十九條ノ四 集金郵便ニ關スル料金左ノ如シ

- 一 委 託 料 一口ニ付 證 券 十六 錢
- 二 留 置 通知 料 一口ニ付 證 券 四 錢

第五十九條ノ五 集金郵便ノ委託者ハ集金郵便受託證ノ謄本ヲ委託郵便局ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ニ付テハ第六十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十九條ノ六 集金郵便ニ付テハ別段ソノ規定アル場合ヲ除クノ外郵便規則第七十六條、第七十八條、第八十條乃至第八十二條、第八十五條及第八十六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八節 本 人 票

第六十條 聯合ノ條約ニ依ル本人票ノ業務ヲ施行スル國ハ之ヲ告示ス

第六十一條 本人票ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別ニ告示スル郵便局ニ出頭シ四十錢ヲ納付シテ之ヲ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲スコトキハ最近撮影シタル名判寫眞二枚及戶籍抄本、寄留抄本若ハ在留證明書ヲ提出スヘシ但シ有效ナル本人票ヲ呈示シテ別ニ其ノ交付ヲ請求スルトキハ寫眞ヲ除クノ外之ヲ提出ヲ要セス

前項ノ規定ニ拘ラス請求者ハ郵便局ノ要求アルトキハ其ノ本人タルコトヲ證明スルニ足ルヘキ必要書類ヲ呈示スルコトヲ要ス

第六十二條 本人票ノ有効期間中更新又ハ引換ノ請求ヲ爲スコトキハ前條ノ規定ヲ準用ス

前項ニ依リ交付シタル本人票ノ有効期間ハ其ノ發行ノ日ヨリ起算

シ 三 年 十 五

第六十三條 本人票ノ效力ニ付テハ郵便官署ノ認定スル所ニ依ル

第九節 締 切 豫 告

第六十四條 常時外國郵便物ノ締切日時ノ豫告ヲ受ケムトスル者ハ別ニ告示スル郵便局ニ之ヲ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲スコトキハ左ノ料金ヲ納付スヘシ  
東京中央、大阪中央、神戸中央及横濱郵便局

曆月一月又ハ其ノ未滿ニ付

一 四 十 錢

其ノ他ノ各郵便局 同

第三章 差 出 及 配 達

第六十五條 前條ノ締切豫告ハ普通郵便ニ依リ之ヲ請求者ニ送付ス但シ郵便局ニ於テ豫告シ得サルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 外國郵便物ノ差出ニ關シテハ郵便規則第五條及第六十條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條ノ二 滿洲國及中華民國宛通常郵便物並ニ滿洲國及中華民國以外ノ外國宛印刷物ハ之ヲ料金別納又ハ約東郵便ト爲スコトヲ得

前項ノ郵便物ニ付テハ郵便規則第七十九條乃至第八十一條及第八十三條乃至第九十八條ノ規定ヲ準用ス但シ滿洲國及中華民國以外ノ外國ニ宛テタルモノニ押捺スル印章ハ左記雜形ニ依ルヘシ



直徑凡三センチメートル

第六十七條 外國郵便物ノ配達ニ關シテハ郵便規則第六條乃至第六十九條及第七十四條乃至第七十六條ノ規定ヲ準用ス

第六十八條 書留若ハ價格表記通常郵便物又ハ小包郵便物ノ受授ニ關シテハ郵便規則第三十七條及第四十條ノ規定ヲ準用ス但シ米國來普通小包郵便物ニシテ關稅又ハ內國稅ヲ課セラレサルモノノ交付ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條ノ二 米國トノ條約ニ依ル小包郵便物ハ別ニ告示スル諸國宛小包郵便物ニ付テハ差出ノ際該郵便物力不能配達ト爲リタル場合ニ於ケル處分方ニ關シ左ノ事項ヲ請求スルコトヲ得

- 一 小包ヲ他ノ名宛人ニ配達スルコト
- 二 小包ヲ拋棄シタルモノトシテ取扱フコト

前項ノ請求事項ハ米國宛小包ニ付テハ郵便物ノ名宛面ニ其ノ他ノ小包ニ付テハ郵便物ノ名宛面及關係送狀ノ裏面ニ之ヲ記入スヘシ

「アラウイト」國及「ソウヴェイト」社會主義共和國聯邦宛小包郵便物ニ付テハ差出ノ際郵便物ノ名宛面及關係送狀ノ裏面ニ聯合ノ約定ノ規定スル處ニ從ヒ該郵便物力不能配達ト爲リタル場合ニ於ケル處分方ヲ指示スヘシ

滿洲國宛小包郵便物ニ付テハ差出ノ際郵便物自體ニ前項ノ規定ニ依ル處分方ヲ記載スヘシ郵便物自體ニ記載スルコト能ハサルトキハ票札ニ記載シテ之ヲ郵便物ニ結付スヘシ

第六十九條 外國宛書留若ハ價格表記通常郵便物又ハ小包郵便物ノ差出人ハ該郵便物差出ノ際又ハ差出後二年以内ニ於テ其ノ受領證ノ謄本ヲ引受郵便局所ニ請求スルコトヲ得但シ差出後ノ請求ニ付テハ該郵便物ノ受領證ヲ呈示スルコトヲ要ス受領證ヲ呈示シ能ハサルトキハ差出人ニ於テ當該郵便物差出ノ事實ヲ證明スヘシ



改正郵便規則及外國郵便規則

前項ノ請求ヲ爲ストキハ賸本一通ニ付五錢ヲ納付スヘシ

第七十條 郵便私書函使用ノ承認ヲ受ケタルモノニ宛テタル外國郵便物ニ付テハ郵便規則第十九條ノ規定ヲ準用ス

第七十條ノ二 外國郵便物ハ別ニ告示スル場合ヲ除クノ外之ヲ留置ト爲スコトヲ得

留置郵便物ハ郵便局ニ留置キ名宛人ノ出頭ヲ待チテ交付ス

外國宛留置郵便物ニハ其ノ名宛面ニ差出人ニ於テ「留置」ト記載

スヘシ送狀アル小包郵便物ニ在リテハ送狀ニモ亦之ヲ記載スヘシ

第七十條ノ三 外國宛留置郵便物ノ留置期間ハ三十日トス但シ艦船

乗組員、旅行者等ニ宛テタル郵便物ニシテ交付ノ見込アルモノニ

付テハ其ノ期間ヲ更ニ三十日以内延長ス

代金引換又ハ稅付ノモノニアリテハ其ノ代金引換又ハ稅金納付ノ

期間ヲ以テ留置期間トス

第七十條ノ四 滿洲國以外ノ外國宛留置小包郵便物ニシテ保管開始

ノ日ヨリ起算シ七日ヲ經過シテ交付スルモノニ付テハ此ノ期間ヲ

經過スル一日ニ付郵便物一箇毎ニ名宛人ヨリ保管料五錢ヲ徴收ス

前項ノ保管開始ノ月日ハ郵便物ニ之ヲ表示ス

第七十一條及七十二條 創除

第七十三條 滿洲國以外ノ外國宛小包郵便物ニシテ留置ニ非サルモ

ノノ保管料ニ付テハ第七十條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第四章 轉送及返送

第七十四條 外國宛郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ニ關スル請求書ヲ宛

ツヘキ外國官署ハ之ヲ告示ス

第七十五條 外國宛郵便物ノ取戻又ハ名宛變更ニ關スル請求料金を左

ノ如シ

一 外國ニ差立前ナルトキ

(イ) 引受郵便局所ニ於ケル郵便物發送前 五 錢

(ロ) 引受郵便局所ニ於ケル郵便物一箇毎ニ 十 錢

(ハ) 郵便物發送後 電信ニ依ル請求ニ依ル場合 五十 錢

(ニ) 外國ニ差立後ナルトキ 電信ニ依ル請求ニ依ル場合 八十 錢

(イ) 滿洲國宛郵

郵便ニ依ル請求ニ依ル場合 前項(イ)ノ郵便ニ依ル請求料金を相當スル金額ニ依ル請求料金を相當スル金額

郵便ニ依ル請求ニ依ル場合 郵便物一箇毎ニ書留書狀第一通分ノ料金を相當スル金額

(ロ) 其ノ他ノ外國宛郵便物

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

電信ニ依ル請求ニ依ル場合 取戻ノ場合ニ依ル請求料金を相當スル金額

第七十七條 外國宛郵便物ノ轉送及返送ニ關シテハ郵便規則第二百

十八條乃至第三百十條ノ規定ヲ準用ス但シ同第二百二十九條ノ期間

ハ三十日トス

差出人カ郵便物ノ表記面及送狀アルモノニ在リテハ送狀ニ轉送ヲ

禁スル旨ヲ記載シタル場合ハ該郵便物ハ之ヲ轉送セス

第七十八條 滿洲國トノ條約、聯合ノ約定及中華民國、「ソヴィエ

ト」社會主義共和國聯邦海峽殖民地若ハ香港トノ約定ニ依ル外國

來小包郵便物ノ帝國内ノ他ノ郵便區内又ハ關東州ヘノ轉送又ハ返

送ハ差出人又ハ名宛人ノ請求アル場合ニ依リテ之ヲ取扱フ

前項ノ郵便物ニ付テハ場合ニ從ヒ郵便規則ニ定ムル書留小包郵便

物ニ對スルモノト同額ノ料金を差出人又ハ名宛人ニ於テ納付スル

コトヲ要ス但シ同一郵便區内ニ於ケル轉送又ハ返送ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

重量六キログラムヲ超過スル小包郵便物ニ付テハ前項ノ料金を超

過重量一キログラム毎又ハ其ノ端數毎ニ場合ニ從ヒ内地書留小包

郵便料ニ十二錢又ハ内地、朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島

相互間書留小包郵便料金を十三錢ヲ加ヘタル額ニ依ル

前二項ノ料金をシテ未納ノモノハ小包郵便物ヲ外國ニ轉送又ハ返

送スル場合ト雖之ヲ取消サザルモノトス

第七十八條ノ二 內國小包郵便物ノ滿洲國ヘノ轉送又ハ返送ハ差出

人又ハ名宛人ノ請求アル場合ニ依リテ之ヲ取扱フ

前項ノ請求ヲ爲サントスル者ハ第二十八條ノ二ニ定ムル事項ヲ關

係郵便局所ニ通知スヘシ

第七十九條 外國宛郵便物ニシテ名宛人ニ交付スルコト能ハサルモ

ノハ外國ニ返送スルニ先立チ其ノ名宛人ヲ告示ス但シ公示スルモ交

改正郵便規則及外國郵便規則

二四九



リツピン」諸島ヨリ轉送又ハ返送セラレタルモノニ付テハ所定ノ料金を場合ニ從ヒ名宛人又ハ差出人ヨリ徴收ス

第八十三條 外國來小包郵便物ニ關スル第七十條ノ四及第七十三條ノ保管料及第八十五條ノ通關料ハ郵便物ヲ外國ニ轉送又ハ返送スル場合ト雖之ヲ取消ササルモノトス但シ米國又ハ「フィリッピン」諸島ニ轉送又ハ返送スル小包郵便物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五十條 削除

第五章 通關

第八十五條 滿洲國以外ノ外國來小形包裝物、價格表記箱物及小包郵便物ニ付テハ名宛人ヨリ郵便物一箇毎ニ通關料十錢ヲ徴收ス滿洲國以外ノ外國來印刷物及商品見本ニシテ稅關檢査ニ付スヘキモノニ付亦同シ

第八十六條 外國來印刷物、商品見本、小形包裝物、價格表記箱物又ハ小包郵便物ニシテ關稅又ハ內國稅ヲ課セラレタルモノハ之ヲ郵便局ニ留置キ到着通知書ヲ名宛人ニ配達ス名宛人ハ通知書ノ日附ヨリ起算シ二十日內ニ稅金を納付シテ其ノ郵便物ヲ受取ルコトヲ得

關稅ノ賦課又ハ內國稅ヲ課セラレタル織物ノ評定價格ニ關シ稅關ニ異議ノ申立ヲ爲ス者ハ同時ニ其ノ事由ヲ關係郵便局ニ届出ツヘシ其ノ異議ノ判定アリタルトキハ直ニ其ノ書類ヲ該郵便局ニ呈示スヘシ關稅若ハ內國稅ノ賦課ニ關シ訴願ヲ提起シ又ハ內國稅ノ賦課ニ關シ行政訴訟ヲ提起シタルトキ及其ノ訴願ノ裁決又ハ訴訟ノ判決アリタルトキ亦同シ

第八十七條 前條第二項ノ場合ニ於テ郵便物留置期間ノ經過ハ郵便局ヘノ申出ヨリ異議ノ判定ノ確定訴願ノ裁決又ハ訴訟ノ判決迄之ヲ

停止ス但シ條約ニ留置期間ヲ定ムルモノニ付テハ其ノ最高限ヲ超ユルコトナシ

第八十八條 外國來印刷物、商品見本、小形包裝物、價格表記箱物又ハ小包郵便物ノ名宛人郵便物受領前之ヲ積戻シ再輸出スル爲免稅ノ取扱ヲ受ケ又ハ保税地域ニ搬入セムコトヲ稅關ニ申出スルトキハ同時ニ其ノ旨ヲ關係郵便局ニ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ストキハ第八十五條ノ料金を外郵便物一箇毎ニ十錢ヲ納付スヘシ

第八十九條 外國來印刷物、商品見本、小形包裝物、價格表記箱物又ハ小包郵便物ノ名宛人ハ第五十九條及第八十六條ニ依ル留置期間經過後ト雖郵便物ノ返送又ハ轉送前ナルトキハ之カ交付ヲ請求スルコトヲ得

第九十條 削除

第六章 損害賠償

第九十一條 價格表記通常郵便物又ハ小包郵便物ノ交付又ハ還付ノ際名宛人又ハ差出人ニ於テ郵便物ニ損害アリト申立ツルトキハ郵便局ニ於テ七日ノ期間內ニ申立人ヲ立會ハシメ之ヲ開披シテ損害ノ有無ヲ檢査シ損害ナシト認ムルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル調書ト共ニ郵便物ヲ申立人ニ交付スヘシ損害アリト認ムルトキハ損害調書ヲ作成シテ申立人ニ交付シ郵便物ハ之ヲ郵便局ニ留置クヘシ但シ申立人ニ於テ損害調書ヲ承認シ賠償請求ヲ留保シテ郵便物ノ交付ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ申立以後ニ於ケル當該郵便物ノ保管ニ付テハ第七十條ノ四及第七十三條ノ保管料ヲ徴收セス

第九十二條 前條ノ場合ニ於テ申立人立會ヲ爲ササルトキハ郵便物

ハ其ノ申立人名宛人ナル場合ニハ配達シ能ハサルモノトシテ之ヲ取扱ヒ申立人差出人ナル場合ニハ還付シ能ハサルモノトシテ之ヲ取扱フ

第九十三條 書留通常郵便物ノ亡失又ハ價格表記通常郵便物若ハ小包郵便物ノ亡失若ハ毀損ニ關シ損害ノ賠償ヲ請求スル者差出人ナルトキハ引受郵便局所ニ又名宛人ナルトキハ配達郵便局ニ郵便物ノ種別、番號、名宛人及差出人ノ住所氏名、差出月日、包有品ノ名稱、數量及實價並請求金額ヲ記載シタル請求書ヲ差出スヘシ第九十一條ノ場合ニ於テ損害賠償ノ請求ヲ爲ストキハ其ノ調書ヲ添附スルコトヲ要ス

外國宛代金引換郵便物ノ代金引換金額ノ全部若ハ一部ノ不取立又ハ基金郵便ニ關スル損害賠償ノ請求ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第九十四條 代金引換郵便物ノ代金引換金額ノ不取立ノ場合ニ於ケル賠償金額ハ其ノ實損額トス

第九十五條 損害賠償ノ責任及其ノ金額ハ逕信省ニ於テ之ヲ審査シ其ノ決定ヲ請求人ニ通知ス第九十一條ニ依リ郵便物ヲ郵便局ニ留置ク場合ニ於テ損害賠償ノ請求ニ對シ決定ヲ與ヘタルトキ又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲シタル者其ノ請求ヲ取消シタルトキハ郵便物ハ之ヲ請求人ニ交付ス

第九十六條 附則 省略

改正郵便規則及外國郵便規則



昭和十三年六月二十五日印刷  
昭和十三年六月三十日發行

「郵便年鑑」(昭和十三年度版)

【定價金貳圓】

不許複製



編纂 交通經濟社

發行人 東京市神田區錦町一ノ八ノ一  
長谷川龍吾

印刷所 東京市神田區錦町一ノ八ノ一  
交通經濟社印刷部

發行所

東京市神田區  
錦町一ノ八ノ一

交通經濟社出版部

電話 東京六八八番  
振替 東京六二八番



す薦推を著名の社済經通交

渡邊音二郎著 通信事業經營論	改訂版 簡易保險實務解説	大塚齋一監修 高嶋榮次郎著	文學博士寺澤嚴男序文 高橋直服著	通信事務官 小崎政臣著	高橋直服著	同盟通信社 永由君人著	通信事務官 花岡薫著	通信事務官 小崎政臣著	進藤誠一著	本省郵務局校閱 交通經濟社編
通信事業經營論	改訂版 簡易保險實務解説	人事管理の 實際と理論	電話事業の 運營とその利用	非常時と 人事管理	非常時と 人事管理	ていしん犯罪實話	國際電信事業論	電話運用論	物品經濟論	昭和十三年版 郵便年鑑
三版	四版	五版	初版	最新刊	最新刊	同盟通信社 内海朝次郎著	同盟通信社 内海朝次郎著	同盟通信社 内海朝次郎著	スザンメリウエザ I女史著柴田勲次譯	鈴木久藏著
定價二圓 送料内地十四錢	特價二圓五十錢 送料内地廿二錢	定價三圓五十錢 送料内地廿二錢	定價四圓八十錢 送料内地廿二錢	定價一圓五十錢 送料内地十二錢	定價一圓五十錢 送料内地十二錢	定價十四錢	定價十四錢	定價十四錢	定價二十二錢	定價十四錢
通信事業經營に關する本邦唯一の良書にして學究的文献なり	これ程平易且明解にしかも手にとる如く簡易保險の實務を指導した書物は本書を以て唯一とす	一言にして云へば、部下を監督する秘訣、人を使ふコツを遺憾なく公開した名著	一名電話實典の異名を博せるものにしてあらゆる電話に關するまれば見る綜合著述	誰人も本書を座右にして、此事變下に處し、以て國家の歴史の偉業を完成せしめねばならぬ	誰人も本書を座右にして、此事變下に處し、以て國家の歴史の偉業を完成せしめねばならぬ					
一ノ八ノ一町錦區田神市京東 社濟經通交 所行渡 八二六東京替振・八八六田神話電										

版三

通信事業經營論

好 評 嘖 々

◇世界的文献—通信事業に關する唯一の論著!!!  
◇通信特別會計の實施により、價値を新たにしたる本書!!

本書は多年通信省にありて親しく通信事業の經營に携はり、この方面に於ける眞摯なる研究として定評ある著者が我が國通信事業の特殊性より出發して、弘く海外に於ける通信事業の長短を比較し、各國政府の通信政策を検査して、通信事業經營の諸相を闡明したものである。各國政府の通信政策を特別會計法案の通過と共に本書はこの方面の唯一の文献として、今や通信特別會計法の加ふるに至つた。蓋し通信特別會計制度を完全理解するには、通信事業の沿革は勿論通信事業そのもの、内在的的特性にまで徹しなればならぬからである。通信事業に關する、又は之に關心を持つ人士の見逃がすべからざるところである。

渡邊 音二郎著 四六版九ポイント、クロース上製、三百餘頁、定價 金貳圓……送料 十錢

主要目次

第一章 通信事業經營論の對象と其方法	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十一章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第十九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十一章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第二十九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十一章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第三十九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十一章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第四十九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十一章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十二章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十三章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十四章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十五章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十六章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十七章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十八章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第五十九章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象
第六十章 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象	第一節 通信事業經營論の對象



前電務局長 進藤 誠一 序 通信事務官 菊判六百五十三頁 定價四圓八十錢  
 元電務局長 山本直太郎 序 小崎 政 臣 著 特製背革函入 送料二十二錢

# 電話事業の運営とその利用

電話の総合的大著述……本書は會て逓信本省電務局にありて、電話の生字引とまで云はれた小崎政臣氏が多年の蘊蓄を傾倒した電話に關する力著である。その内容は、電話に關する一般的知識を網羅して居る斗りでなく、進で電話事業の經濟的構成から電話法制的種々相の解明、更に電話行政の複雑なる機構を微に入り細を穿ち、しかも手に取る如く叙述した綜合的大著述である。

工務局長 梶井 剛 序文 通信事務官 小崎 政 臣 著 四六判四百十二頁 定價 二圓  
 電務局長 平澤 要 序文 小崎 政 臣 著 四六判四百十二頁 定價 二圓  
 送料十四錢

# 電話運用論

本書は「電話事業の運営と其利用」の姉妹篇ともいふべきものであつて、前著述が電話事業の沿革或は一般事務を論じたるに對し、主として「電話通話制度」に關して詳述したもので、その内容とする所は、「通話制度の沿革」「電話通話」「豫約通話」「船舶通話」「外地電話通話」「日滿電話通話」「國際通話」「營業特設」等々とあらゆる通話制度を網羅して居る。

人事問題合理化の指針 第五版

# 人事管理の實際と理論

過去十年間に於て顯著なる發達を示したる人事管理研究は、科學的管理の一部門として事業管理に對し人の問題の合理的解決秘策を啓示するに至つたにも拘らず、之に關する纏まつた述作のないことは我國事業經營界宿年の恨事であつた。本書はこの宿年の渴を醫すべく現はれたもので、多年簡易保險局にありてこの問題の體験と研究に没頭して來た著者の眞剣なる努力は克く産業人事の秘奥に縱横のメスを入れ快刀亂麻的理解を得しめて遺憾なきものがある。

文學博士 寺澤 嚴 男  
 簡易保險局 高橋 直 服

菊判 上クワロス製  
 定價 四圓五十錢  
 送料 二圓

非常時經營工作の秘典  
 事業界多年翹望の快著

## 内 容

- 第一章 監督者 監督者の具備すべき特性
- 第二章 部下は監督者に何を期待して居るか 協同精神の確保
- 第三章 働き勤勞精神を養ふ 勤勞精神の喚起
- 第四章 監督者の具備すべき特性 部下の短所缺點
- 第五章 協同精神の確保 快適なる環境
- 第六章 勤勞精神の喚起 從業員の選擇作用
- 第七章 部下の短所缺點
- 第八章 快適なる環境
- 第九章 從業員の選擇作用
- 第十章 新規從業員の訓練と教育
- 第十一章 人事管理當面の問題
- 第十二章 規律
- 第十三章 部下の進言(獻策制度)
- 第十四章 明日のリーダーシップ
- 第十五章 明日のリーダーシップ
- 第十六章 結論

發行所 交通經濟出版社 發行部 東京 東區 神田 六丁目 二番 八  
 電話 神田 六丁目 八八八



平井前保險局長 序文  
佐谷東京通信局長  
大塚保險課長監修  
高島榮次郎著

改訂四版

# 簡易保險實務解説

菊刊布上製九〇堂々  
五百三〇頁の大冊  
定價 三圓  
特價 二圓五拾錢  
(送十八錢)

一人一冊必携の良書!!

荷も職を保險事業に奉ずる人は、本書を味讀せずして今日の保險現業を語り得ない。實務者、現場監督者は勿論、中央にありて監督規畫の職に携はる人も將來の事業計畫上見通し得ざる名著である

局務成績の優劣を幾も幾も  
從事指導の志士  
各種事務の施設を新設する  
事故防止の故事を防禦する  
損失防約の爲をんざる者  
法規の類を研究する者  
保險現業の動向を知る者

↓は即刻申込まれよ!! 著者一流の平明なる文章と、輕快なる筆致とは讀者が從來言はんとし言ひ得ざりしこと、知らんとし得ざりしことの悉くを自在無礙縦横に解明唱破し、正に讀者をして不知不諱裡に再讀更に三讀! 恍然沈思せしめずには措かない。類書中の霸王である斯界人必讀の白璧篇であると誇持して憚らざるものである。本書こそ飛躍途上にある簡保現業界を將來リードすべき一大思潮の源泉であり、通信出版界に慧星の如く出現したる近代的快著である。

東京市神田區一丁八ノ一  
發行所 交通經濟社  
電話 神田八八六  
振替 東京二八六



14 5  
615



終

